

新ストップ！過労死 2019年1月19日発行 全国ニュース 第7号



発行：過労死等防止対策推進全国センター

◆東京事務局

〒113-0033 東京都文京区本郷2-27-17

ICNビル2階 川人法律事務所内

TEL: 03-3813-6909 FAX: 03-3813-6902

◆関西事務局

〒530-0051 大阪市北区西天満4-4-18

梅ヶ枝中央ビル7階 いわき総合法律事務所内

TEL: 06-6364-3300 FAX: 06-6364-3366

◆HP: <http://www.stopkaroshi.net/>

【巻頭挨拶】

過労死防止等対策推進全国センター代表幹事
過労死弁護団全国連絡会議幹事長 川人 博

1988年6月に電話での「過労死110番」全国一斉相談を始めて以来、今年で満31年となります。31年前には、よもやこんなに長きにわたってホットライン活動を続けるとは、予想だにしませんでした。

過労死は、日本社会、日本の職場に深く根付いた原因により発生しているため、容易には解決できない問題です。しかしながら、現実の被害に接し、毎年毎年新しいご遺族の方々から相談を受けており、そのたびに一刻も早く「過労死ゼロ」の社会を実現したいと痛切に感じています。

今年春から多くの職場で働き方改革関連法が適用されることになり、今、各企業では労働協約や就業規則の見直しが進められています。これらの動きの中には、例えば、11時間以上のインターバル規制の導入が盛り込まれるなど、明確な前進と評価できるものがあります。しかしながら、多くの職場で時間外労働月100時間近くまで容認する状況が続いており、適用猶予とされた建設業や運送業などにおいては、ほとんど実態が改善されていません。

過労死防止センターとして、働き方改革を真に労働者のいのちと健康を守る方向にするため、従来にも増して取り組みを強めていきたいと思っています。

厚生労働省では、ハラスメントを防止する法律を制定する動きが生まれています。20世紀末から21世紀初めにかけて欧州を中心にハラスメント防止法が各国で制定されましたが、日本では、これまで立法化が進みませんでした。

長時間労働など過重労働とともに、ハラスメントは過労死や過労疾病の重大な原因のひとつであり、これをなくす取り組みはますます重要になっていると思います。これまでの労災認定事例や判決事例などを踏まえて、効果的な法律が成立するよう、活動を強めたいと思います。



過労死弁護団全国連絡会議は、昨年5月に厚生労働省に労災認定基準改正案を提出しました。この改正案は、最新の医学的知見、判例、労災認定例などを分析し、脳・心臓疾患、精神疾患を含めた総合的な見直しを求めるものです。現行認定基準が不十分な点を改正することは、被災者・遺族の救済にとどまらず、過労死を防止していくうえでも重要な意義を持っています。

当防止センターとしても、認定基準改正を実現していくための世論形成、国会議員や地方議員に対する要請活動などを進めて行きたいと考えます。

センター会員の皆さまが健康に留意され、今年も全国的に連携し、活動していくことを期待いたします。

<目次>

【巻頭挨拶	…… P 1
過労死防止等対策推進全国センター代表幹事 弁護士 川人 博	
【寄稿】過労死等防止対策の推進について	…… P 5
厚生労働省労働基準局総務課長（過労死等防止対策推進室長）富田 望	
◆協議会委員 新旧交代のご挨拶	
・過労死等防止対策推進協議会委員に就任して	…… P 6
過労死防止学会代表幹事 明治大学教授 黒田 兼一	
・過労死等防止対策協議会委員 新任のご挨拶	…… P 7
過労死等防止対策推進全国センター 高橋 幸美	
・過労死防止等協議会 委員新任のご挨拶	…… P 7
神奈川過労死等を考える家族の会代表 工藤 祥子	
・過労死等防止対策推進協議会委員として	…… P 8
東京過労死を考える家族の会代表 渡辺 しのぶ	
・退任のご報告	…… P 8
東京過労死を考える家族の会 中原のり子	
・若者やSEが過労死する日本を変えるために！～過労死等防止対策推進協議会委員退任のご挨拶	…… P 9
全国過労死を考える家族の会兵庫代表 西垣 迪世	
・協議会委員退任あいさつ	…… P 10
東北希望の会 前川 珠子	
◆かいじゅうの会（滋賀県琵琶湖）の報告	
・遺児交流会 in 琵琶湖	…… P 10
全国過労死遺児交流会担当 渡辺 しのぶ	
◆追悼 森岡孝二先生	
・森岡先生のご逝去と「追悼のつどい」のお知らせ	…… P 11
過労死防止全国センター事務局長 弁護士 岩城 穰	
・森岡先生を偲んで	…… P 12
全国過労死を考える家族の会代表世話人 寺西 笑子	
◆家族の会のコーナー	
・過労死を考える家族の会は、全国各地で活動しています！	…… P 13

全国過労死を考える家族の会代表世話人 寺西 笑子	
・東四国過労死等を考える家族の会発足のご挨拶	…… P 1 3
東四国過労死を考える家族の会代表 大島 照代	
・東九州過労死を考える家族の会 野本幸治副代表の思い出に寄せて	…… P 1 4
弁護士 藤崎 千依（大分）	
◆過労死防止学会	
・過労死防止学会第5回大会のご案内	…… P 1 5
過労死防止学会代表幹事 黒田 兼一	
◆過労死落語	
・「過労死落語を知ってますか」が発刊	…… P 1 6
毎日新聞夕刊編集長 松井 宏員	
・「エンマの願い」を演じます	…… P 1 7
桂 三風	
・「ケンちゃんの夢」で社会に貢献	…… P 1 7
笑福亭 松枝	

【特集1】各地の過労死防止啓発シンポジウム

【①中央】東京中央会場（11月6日）の報告	…… P 1 8
弁護士 玉木 一成	
【②青森】「命より大切な仕事などない」～連合青森とのスクラムで第3回シンポジウム開催～	…… P 1 9
青森県保険医協会 事務局次長 藤林 渉	
【③宮城・福島】過労死等防止対策推進シンポジウム宮城・福島 2019報告	…… P 2 0
東北希望の会 前川 珠子	
【④新潟】過労死等防止対策推進シンポジウム新潟会場の報告	…… P 2 1
弁護士 大澤 理尋	
【⑤福井】パワーハラスメントを防止するために～過労死等防止対策推進シンポ	…… P 2 2
弁護士 海道 宏美	
【⑥静岡】過労死防止静岡県シンポジウムのご報告	…… P 2 2
弁護士・過労死防止全国センター幹事 萩原 繁之	
【⑦大阪】過労死等防止対策推進シンポジウム（大阪会場）の報告	…… P 2 3
弁護士 山中 有里	
【⑧島根】「島根シンポジウム」の報告	…… P 2 4
山陰過労死等を考える家族の会 事務局長 三浦 一雄	
【⑨愛媛】「愛媛シンポジウム」の報告	…… P 2 5
四国過労死等を考える家族の会 久保 直純	
【⑩鹿児島】「鹿児島シンポジウム」の報告	…… P 2 6
働く者のいのちと健康を守る鹿児島センター 事務局長 池田 勝久	
【⑪沖縄】沖縄 過労死防止啓発シンポジウム	…… P 2 7
働くもののいのちと健康を守る沖縄センター事務局次長 後藤 勝治	
【資料】平成29年度 過労死等対策推進シンポジウム開催実績一覧	…… P 2 8

【特集2】 広がる過労死防止啓発授業

- 【①栃木】 過労死防止啓発授業の取り組み P 29
弁護士 小倉 崇徳
- 【②東京】 労働問題・労働条件に関する啓発授業に参加して P 29
東京過労死を考える家族会 渡辺 しのぶ
- 【③神奈川】 古くて新しい事案を講義して～ 30年前の夫の過労死から～ P 30
神奈川過労死等を考える家族の会 中野 淑子
- 【④神奈川】 過労死防止等啓発授業のご報告 P 30
神奈川過労死等を考える家族の会代表 工藤 祥子
- 【⑤神奈川】 啓発授業の感想 P 32
弁護士 笠置裕亮
- 【⑥神奈川】 神奈川の過労死啓発授業プロジェクトチームの取り組み P 32
弁護士 川岸 卓哉
- 【⑦愛知】 啓発授業の講師を経験して P 33
弁護士 田巻 紘子
- 【⑧京都】 啓発授業の講師を経験して P 34
弁護士 古川 拓
- 【⑨大阪】 啓発授業の講師を経験して P 34
大阪過労死家族の会 栄 志津依
- 【⑩大阪】 啓発授業の講師を務めて（天理大学・大阪府立勝山高校） P 35
大阪過労死を考える家族の会 田村 和男
- 【⑪兵庫・大阪】 啓発授業の講師を経験して・・・ P 36
弁護士 坂本 知可
- 【⑫四国】 授業の講師を経験しての感想 P 36
四国過労死等を考える家族の会 久保 直純

過労死等防止対策の推進について

厚生労働省労働基準局総務課長

(過労死等防止対策推進室長) 富田 望

過労死等防止対策推進全国センターの皆様におかれましては、日頃より労働基準行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、過労死等防止対策推進全国センターの代表幹事を務められるなど、「過労死のない社会」の実現にご尽力された森岡孝二先生にあらためて感謝申し上げますとともに、心よりご冥福をお祈りいたします。

さて、過労死により亡くなられた多くの方々のご無念の思いと悲劇を二度と繰り返してはならないというご遺族の方々の強い思いを受けて制定された過労死等防止対策推進法は、施行から4年が経過しました。

この間、平成27年7月に「過労死等の防止のための対策に関する大綱」が策定され、過労死等防止対策推進法及び同大綱に基づき、調査研究、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援の取組が国等により進められてきました。そうした取組が進められている中でも、働き過ぎによって貴

い命が失われたり、心身の健康が損なわれるといった、痛ましい事態が後を絶たない状況にあることから、昨年過労死等が発生している諸問題に対応するために新たな大綱を策定することとなりました。

このため、過労死等防止対策推進協議会において、大綱の見直しについて活発な議論が交わされ、「全国過労死を考える家族の会」や「過労死弁護団全国連絡会議」の委員の皆様からも大変貴重なご意見をいただき、平成30年7月に大綱が見直されました。

新たな大綱では、勤務間インターバル制度の周知や導入などに係る数値目標を追加し、6つの数値目標を設定するとともに、国が取り組む重点対策として「労働行政機関等における対策」を新たに項立てし、とりわけ「長時間労働の削減に向けた取組の徹底」、「過重労働による健康障害の防止対策」、「メンタルヘルス対策・ハラスメント防止対策」を重点に取り組むこと、調査研究の対象とする重点業種等（過労死等が多く発生している又は長時間労働者が多いとの指摘がある職種・業種）について、旧大綱の5業種・職種（自動車運転従事者、教職員、IT産業、外食産業、医療）に、建設業とメディア業界を追加するなど、対策のさらなる充実が図られました。

特に、長時間労働の削減や休息の確保につながる勤務間インターバル制度について、政府として初めて数値目標を設定したことは、過労死を防止する上で大きな前進であると考えております。

今後とも、新たな大綱に基づき、長時間労働の削減や過重労働による健康障害の防止など過労死等防止対策の推進に取り組んでまいります。

昨年10月には、3回目となる「平成30年版過労死等防止対策白書」が閣議決定の上、国会報告されました。本白書においては、新たな大綱の概要を記載するとともに、旧大綱に記載された調査研究の対象とする5つの重点業種・職種について、労災認定・公務災害認定事案の分析や企業・労働者に対するアンケート調査を行った結果により、長時間労働等が発生する要因などを分析しており、特に教職員、IT産業、医療を中心に分析結果を詳細に記載し、職場における過労死等防止対

策の推進に参考となる調査研究結果を報告しています。

また、本白書においては、全国過労死を考える家族の会を始め、過労死等の防止や啓発に取り組んでいる民間団体の取組事例などについて、コラム形式で紹介しております。皆様からコラムをご寄稿いただいたことに、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

今後とも、白書を通じて、国民の皆様が過労死等防止のための対策の重要性に関する理解と関心を深められるよう、また企業を始め職場の関係者の取組が一層進められるよう、関係省庁や労使団体等と連携を図りながら、周知・啓発等に取り組んでまいります。

次に、国が取り組む重点対策のうち、民間団体の活動に対する支援に係る委託事業の取組状況について御紹介いたします。

過労死等防止対策推進全国センターの皆様には多大な御協力を頂き、11月の過労死等防止啓発月間を中心に、一昨年に引き続き、昨年も全ての都道府県、48か所において「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催することができましたことを、この場をお借りして御礼申し上げます。引き続き、皆様のご協力をいただきながら、さらに多く

の方々に過労死等の防止に関する理解を深めていただけるよう取り組んでまいります。

また、過労死弁護団全国連絡会議や全国過労死を考える家族の会等の皆様に講師としても御協力をいただいて実施している「過労死等防止対策等労働条件に関する啓発事業（中学、高等学校等への講師派遣支援事業）」につきましては、多くの学校に関心をもつていただき、今年度は予定していた150回を大きく上回る授業申込があり、年度の半ばで申込の受付を終了する状況でした。生徒・学生にとっては、過労死等を始めとする労働問題や労働条件の改善に対する理解を深めてもらう貴重な機会として、多くの学校関係者から評価を得ているところであり、平成31年度は実施回数を拡充して取り組んでまいります。

昨年8月5日には、全国過労死を考える家族の会の皆様に御参画、御協力をいただき、厚生労働省の委託事業として3回目となる「過労死遺児交流会（「かいじゅうの会」）を開催し、参加されたお子様や保護者の皆様に、喜んでいただくことができました。イベント等を通して子供たちの心身のリフレッシュを図るとともに、遺児や保護者を対象とする相談等を行う交流会

については継続的な実施に努めてまいります。

こうした委託事業につきましては、来年度も実施してまいりますので、引き続きご協力のほど、よろしくお願いいたします。

次に、本年4月から、働き方改革関連法が段階的に施行されます。

働き方改革関連法では、労働時間制の見直しや過重労働による健康障害の防止に必要な措置などが盛り込まれています。中でも、長時間労働の是正、医師による面接指導の対象拡大など、過労死等の防止のための重要な内容がありますので、働き方改革関連法の円滑な施行に向けて改正法及び関係政省令・指針等の周知を図り、適正な運用が図られるよう取り組んでまいります。

最後になりますが、過労死等防止対策推進全国センターの今後の益々のご発展を祈念申し上げます。今後、皆様との連携を密にしながら、働き過ぎによって心身の健康が損なわれることのない社会づくりに向けて一層の取組を進めて行くことをお約束申し上げます。私の挨拶といたします。

過労死等防止対策推進協議会委員に就任して

過労死防止学会代表幹事 明治大学教授 黒田 兼一

過労死防止学会の代表幹事の黒田兼一と言います。昨年6月、札幌の北海学園大学で開催された第4回大会で、森岡孝二前代表幹事に代わって（というよりは、森岡先生に説得されて）「過労死防止」の研究学会の代表に選出されました。そして、昨年から、森岡先生のお仕事の引き継ぎとして厚生労働省の「過労死等防止対策推進協議会」の委員となり、協議会に出席しています。このような重職が果たしてこの私で勤まるのか、しかも先生が急逝されてしまい、自信はまったくありません。精一杯がんばるつもりです。

昨春秋、11月19日、第13回過労死等防止対策推進協議会が開催されました。私としては初めての参加です。そういう場所に参加して、森岡先生はじめ皆さんが社会的に重要で意義ある活動をされていることを改めて思い知らされました。

働き過ぎで身体を壊す、働き過ぎで死亡する、経済的に豊かになつたはずのこの国の凄絶な社会矛盾をなくしていくために、苦労に苦労を重ねて実現させたのが「過労死防止対策推進法」



です。2014年のことでした。この法律の特長は、過労死防止のための対策を立案していく際に、「当事者、労働者代表者、使用者（代表者）、専門的知識を有する者」の意見を反映させねばならないとしている点です。つまり法律の作りつばなしではなく、犠牲となった当事者を含めて、国民の意見を聞きながら進めようというのです。社会的な負の現象を根絶するためには国民（庶民）の目線が不可欠だ、このような思想が貫かれていることを「発見」し、思いを強くしました。

思い起こせば若き日の森岡先生はかつて私にこう言っていました。「経世済民という言葉があるように、経済って働く人々を救うためのもの。世を治め

民を済（すく）うのが経済。僕はそうありたいと願っている」。この法律もそのような意志が反映されているように思います。森岡先生の意志を受け継いで、「過労死等がなく、仕事と生活

を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現」（対策推進法第1条）に向けて、皆さんと一緒に頑張って努力していくつもりです。

過労死等防止対策協議会委員 新任のご挨拶

過労死等防止対策推進全国センター 高橋 幸美

娘、高橋まつりがクリスマスに投身してから3年が過ぎました。

娘の死亡から4カ月後に労災申請し、わずか半年で労災認定がおりたのは、長年に渡る皆様のご活動のお陰と強く感じております。この場をお借りしお礼申し上げます。

当初の私は無我夢中で皆様の御苦勞や活動をほとんど理解していませんでしたが、娘の労災認定に於いて世間に公表する決意をした私の思いは皆様と同じでした。

「新人は死ぬほど働けと言われる」「東京の夜景は私たちの残業でできている」「神様会社行きたくないです」と書き残した娘は決して弱かったのではない。娘の尊厳を守りたい。職場という閉鎖された組織の中で行われている労基法違反という犯罪、犯罪の隠匿。自社の社員をほとんど睡眠がとれない状態で働かせることを当たり前とする

異常な常識や、上司や先輩社員からのパワーハラスメントが日常的に行われる異常な社風の中で、人は正常な判断ができなくなるほど追い込まれる。今まで電通だけではなく日本で同じような状況で亡くなった人が大勢いたにもかかわらず、何十年も変わらない異常な職場の常識が娘を死に追いやった。私が黙っていたら娘のように亡くなる人が今後も後を絶たない。このことを世間に公表しなければいけないという思いでした。

高橋まつりは第二の電通事件としてメディアで大きく取り上げられ過労死・過労自死・長時間労働の象徴になりました。一時は誰もが労働問題に関心を持ち日本の労働環境は大きく改善され、2014年の過労死等防止対策推進法が制定されたように、労働法制は過労死等を撲滅するため大きく転換してくれるものと期待しました。

しかし過労死、過労自死、体調不良になる人は後を絶たず、娘の死から3年過ぎた今では労災認定のニュースも交通事故のニュースのように通り過ぎていきます。昨年は私たち過労死遺族の反対の中「働き方改革関連法案」が成立し今年4月から運用されます。他方では過労死防止大綱の見直しが行われました。過労死を防止するとしながら過労死ライン以上の残業時間の規制を決定するなど有り得ない状況です。同じ国の法律が国民の命と健康を守るために連動して制定され機能されるべきだと思います。幸せになるために働いている人たちが過重労働やハラスメントが原因で命や健康を失うことが無くなるよう皆様と共に出来る限りの力を尽くしたいと思います。



過労死防止等協議会

委員新任のご挨拶

神奈川過労死等を考える家族の会代表 工藤 祥子

神奈川過労死等を考える家族の会 工藤祥子と申します。

2017年6月に中学校教師であった夫をくも膜下出血で40歳の若さで亡くしました。以来、約5年かけて公務災害の認定を受けることが出来ましたが、まだ幼い子ども達の子育て、仕事とその時は悲しむ暇もありませんでした。

また当時は公務災害に対する認知度が大変低く、また教師の過労死、過労自死については全く見向きもされない時代が続き、その中を一人で開拓されていく現神奈川過労死等を考える家族の会の中野淑子さんの姿を追いながら私も頑張っていました。

今夫の他界から11年が経ち、「公務



災害」もずいぶん認知され、また教師の働き方については、想像もつかないほどの世論が動いていることに、大変有難く思うばかりです。

この度は皆様にご推挙頂きまして、2018年12月より2年の任期で過労死等防止対策推進協議会委員を拝命され、大変大きな役目をお引き受けすることとなりました。

たびたび傍聴には参りましたが、何をしたらよいか、その責任の重さを感じますと、私でよいものと不安ばかりですが、皆様にご教示いただきながら、「私だからできること」を探しつつ、過労死等の防止に向かい少しでもお役に立てますように、謙虚に邁進して参りたいと思います。

また、歴代の協議会委員の方々が築かれた大きな成果と想いを大切に引き継いで参りたいと思います。

私の夫は中学校の教師であり、また私も元教師であることや、公務災害を経験してきたことから、公務職場を特に任せて頂くこととなりました。

公務員と一言で言っても大変広い領域ですし、また民間のことなどもまだまだ勉強不足なことが多く至らない点ばかりですので、皆様にご指導を仰ぎながら勉強させて頂き、一步一步進んで参りたいと思います。

2年間、宜しくご指導のほどお願い申し上げます。

過労死等防止対策推進協議会委員として

東京過労死を考える家族の会代表 渡辺 しのがぶ

この度、過労死等防止対策推進協議会委員の大役を仰せつかりました。この協議会の様子を何度か傍聴して、家族会の協議委員の皆さんが、過労死をなくすために、ご自身の体験や会員さんの思いを踏まえて発言するのを感じしながら聞き、過労死をなくすためには様々な取り組みが必要であるということとを学ばせていただきました。

夫が亡くなったからは、過労死という問題から離れられずに、今日に至っています。夫の労災認定を求めたり、会社と交渉したり、初めてのことはかりで心細い中で、家族会の皆さんから励まし、支えて頂きました。私が苦しみ、悲しみ、怒りの中にいたときに支えてくださった人達から受けた御恩を、次に続く人をサポートすることでお返ししていこうと思ひ、家族会に関わってきました。

遺族として長年この活動に携わってきて思うことは、過労死は倒れた労働者個人の問題ではなく、社内体制や企業の問題であり、ひいては社会情勢時代の価値観、経済状況すべてが深くかかわって発生することということです。また、亡くなった人や被災した人だけでなく、同じ職場の人やその人



の家族も長い間苦しみます。特に過労死遺児は、家族のため、社会のために頑張つて働いていた親がなぜ命を奪われるのか、なぜ働けないほど心を病むのか理解できません。命を奪う労働に對して恐怖感を持つことは世代を超えた負の連鎖です。過労死は次の世代にも影響を与えています。

しかし、過労死は人災であり、人の力で防ぐことが出来ます。ただ、会社のしくみの中で、その働き方や上司の要求・態度が理不尽だと思っても個人の力でできることには限界があります。人が人としての生活を守り、人権が守られるためには行政がかかわることが不可欠であると考えています。今回、このような立場になったことで、遺族の苦しみの代弁者として、前委員の方々の思いを引き継いで過労死を無くすために努力していきたいと思ひます。

退任のご報告

東京過労死を考える家族の会 中原 のり子

この度、過労死防止協議会委員を退任させていただくことになりました。

小児科医師だった夫が過労自死して20年経ちます。労災認定を巡る11年間の裁判闘争の後、「東京過労死を考える家族の会」の代表を引き受け、過労死等防止対策推進法制定に微力ながら尽くして参りました。昨年は1月から6月まで国会での働き方改革案の見守りや、参議院での陳述などに奔走しました。インターバル規制に関する検討会では、「全企業全労働者に100%インターバル制度を組み込んで頂きたい」と発言しました。100%は難しいと承知の上での発言でしたが、2018年度の過労死防止白書において企業の努力目標に10%という数字が出てきたことに、大きな驚きと確かな手ごたえを感じました。

20年という歳月に、過労死を巡る環境が変化しつつあることを実感します。過労死防止協議会の委員を降りても、私の後に続く方々が、しっかりとバトンを受け継いでくださると確信できましたので、今が退任の時期と決断

した次第です。

過労死を巡る環境は、まだまだ厳しい状況が続くことでしょう。私は「医師の働き方改革検討会」の中間とりまとめ（年1920時間・月160時間の時間外労働容認）には引き続き反対表明し、医療者の労働環境改善に向けて努力し続ける所存です。また、個々の過労死遺族への支援の活動は引き続き行いたいと思っています。突然、かけがえない家族を亡くした遺族に、生きていく希望を失って欲しくないのです。そのため、役職を離れても継続できる活動を模索していきたいと思っています。

20年という節目を機に、新たな活動に向かっていきたいという私の思いを、引き続きご支援賜うことができれば、何よりも幸いに存じます。

最後になりましたが、これまでのご支援、ご協力に心から感謝申し上げます。皆様のご健勝を心よりお祈り致します。



若者やSEが過労死する日本を変えるために！ — 過労死等防止対策推進協議会委員 退任のご挨拶 —

全国過労死を考える家族の会兵庫代表 西垣 迪世

2014年12月から18年12月までの二期、協議会委員を務めて参りましたが、この度退任させていただきます。

発言の機会を与えてくださった過労死防止全国センター、協議会、過労死等防止対策推進室の皆様へ感謝いたします。

2006年大手電子機器メーカーIT関連子会社のSEであった27歳の一人息子が長時間過重労働により過労死しました。

一市民が過労死遺族となり、過労死はあつてはならないとの思いを弁護士や国会議員等多くの方々が受け止めてくださり、2014年この国に過労死等防止対策推進法が成立しました。

その協議会において、法律の専門家でもない一遺族が、我が子を過労死で失った苦しみから、どうすれば息子は過労死しないですんだのか、これ以上、この国の若者が過労死することなく、生きがいを持ちつつ幸せに働き暮らす

ことができるのだろうかを考え、発言して参りました。

実労働時間の適正把握のための新ガイドラインが改正大綱にも書き込まれ徹底されます。月80時間の時間外労働が行われている事業場への監督指導が徹底されます。精神障害による労災認定件数が多い若年労働者への取り組みが推進されます。

同い年の森岡先生と共の退任でないのが残念ですが、弥次喜多道中の如くシンポジウム等でご一緒させていただいた先生の思いを刻みたいと思います。



真面目に働く日本人の長所が問題視されています。その長所を企業の儲けのみのために利用するから働く人の生存権が脅かされるのです。真面目に働いても過労死しない、普通に幸せに暮らせる国でなくては、この国と企業に未来はないでしょう。

息子没後13年の苦しい歩みでしたが、今後は、息子の供養と地元中心に可能な活動が続けていければと思っています。

新しい委員の皆様には過労死ゼロを目指し、よろしくお願い申し上げます。

協議会委員退任あいさつ

東北希望の会 前川 珠子

一期二年を勤めさせていただいた過労死等防止対策推進協議会委員を、地元家族会としての機能も併せ持つていた東北希望の会の代表辞任と同時に退任することになりました、前川珠子と申します。

過労自死で夫を亡くした翌年の2013年4月に、全国自死遺族支援連絡会世話人田中幸子さんと、過労死弁護団の土井先生のお力添えにより、対象を遺族に限定しない独自組織として、東北希望の会を設立しました。

その後東京家族の会の中原さんにお誘い頂き、過労死防止基本法の制定を願う院内集会に参加。当時14才の息子と共に衆議院議員会館や、宮城県議会、自民党本部でのロビー活動など、家族会の皆さまと多くの活動を共にさせていただきました。

森岡先生はじめ皆様が私ども親子を暖かく受け入れ、過労死防止のために動く場を与えて下さいましたこと、また、過労死等防止対策推進協議会委員へ抜擢していただいたことを、身に余る光栄に思っております。

昨年は3年ごとの大綱の見直しも行われ、厚労省から出された最初の文案

遺児交流会 in 琵琶湖

全国過労死遺児交流会担当 渡辺 しのぶ

が、ほぼ、働き方改革の文面のコピペというびっくりな段階から、委員が意見を出し合い、様々な立場でのすりあわせが行われ、大綱が完全ではないにしても、血の通った想いの入ったものになってゆく過程を逐一見せていただくという、大変貴重な体験を得ることができました。大きな政治の場で、当事者の存在がいかに重要か、ということとを教えていただき、心から感謝しております。

私の委員として活動はここで終わりますが、皆様に教えていただいたことと、特に社会は変えられるという大きなメッセージを、今度は若い世代に伝えていきたいと考えております。

一身上の都合での退任となりましたが、後任の皆様は本当に素晴らしい、特に教育問題においては最高のタイミングでの交代となったのではないかと思っています。年末また大学教員の過労自死の相談を受けました。小中と大きな改革が起り、後に高校・大学と変化の波が続いていくことを心から祈っています。二年間本当にありがとうございました。

2018年度の遺児交流会は、8月5日に琵琶湖で行われ、参加者は今までで一番多い20家族、56名でした。回を重ねるごとに参加者が増えていますが、今年も初参加の小さい子供たちが多く、子供から父親・母親を奪う若い世代の過労死が、さらに増えていることを実感しました。また、今回は自らも過労死遺児という立場の、野外活動の専門スタッフの参加もありました。

父親がいなくなかなか体験させてあげられないマリンスポーツや沢遊びなど、参加者の年齢に応じたプログラムを用意しましたが、大きな子でも、あえて小さい子向けのプログラムに参加し、小さい子のお世話をしてくれる参加者もいました。この会が長い間続いている中で、小さい頃遊んでもらった子供たちが成長し、今度は自分たちが新しく参加した小さい子のお世話してあげるとい流れが自然にできてきました。過労死遺児の気持ちは同じ体験をした子供が一番よくわかります。小さい子は死別の心細さや不安、恐怖を言葉にはしませんが、抱っこせが

んだり、手をつないだり、甘えたりします。それに対して、年長の子供が小さい子を抱き上げたり、お世話をするとき、言葉を使わなくても、その気持ちを受け止めてあげているのだと感じます。そして、小さい子と触れ合うことで成長した子供も、大人たちも気持ちが温かくなります。そこには遺児交流会ならではの癒しの場がありました。子供たちが元気に遊んでいる間に、親たちはグループトークでここでの話せない気持ちを語り合い、法律や心理の専門家の話を聞きました。法律関係では、労災・裁判などの知識や情報交換を行い、心理関係では死別を体験した子供たちの心理的特徴について話を聞きました。死別体験後の子供の行動が、発達障害と間違われることがある、というお話に、もっと早くこのような話を聞くことが出来たら、子供のことであれば悩まずにすんだのに、と涙を流す参加者もいました。親の死という特殊な体験をした子供の心理について説明し、対処方法や注意点を教えてくれる相談機関はほとんどありません。特に過労死を体験した子供のケ

アを考えているのは、全国でこの遺児交流会しかないと思います。過労死遺児を一人で育てていく親側の不安を語れる場も、全国でここしかありません。一人で子供を抱えて苦しんでいる遺族に、この会の存在を広く知ってほしいと思っています。

参加した小さな子供たちからは、「抱っこしてもらったのが楽しかった。」「湖で泳いだり、釣りをしたのが楽しかった。」「お姉ちゃんが遊んでくれたのが楽しかった。」という声があがっていました。また、「私は昨年遺児交流会に初めて参加しました。あつという間に友達が出来て親友となり嬉しかったです。今年も、友達に会えるのが楽しみでした。そして今年、再会したとき、友達も私に会いたかったと言ってくれてとても嬉しかったです。また多くの皆さんが『久しぶり』とか『大きくなったね』と言って皆さんが家族のように思いました。父親を亡くして辛い思いをしているのは自分だけではないと思えて力強くなりました。そして何よりも母が元氣になれたことがとても嬉しかったです。」「という同じ立場だからこそ気持ち通じ合うことがわかる感想もありました。大人たちからは「グループトークはとても参考になりました。子

ども、大人の心理によく当てはまります。モーニングワーク(死別の悲しみと立ち直るまでのプロセス)ということを知れたのも大きかったです。見えない夫をいるように話す子どものことも、特別おかしなことではないようでした。」「初参加でした。同じ経験をされた方だからこそ、普段友人達にも話さない労災、裁判、子供達のこと。遺品のこと。お互いに経験したことの話をするのができました。支えてくれる友人もできたことが、本当に嬉しかったです。」「との声が寄せられました。大人も子供も過労死という特別な体験をした者同士で辛さを共感し、苦しみを分かち合い、同じ悩みを話し合っただけではないと感じることが出来れば、苦しい中でも生きていく希望になります。今年も参加者が元氣をもらえる遺児交流会でした。



マリンスポーツを体験する参加者たち

森岡先生の「逝去と」追悼のつどい」のお知らせ

過労死防止全国センター事務局長 弁護士 岩城 穰

当センターの共同代表を務められていた森岡孝二先生が、昨年8月1日急逝されました。

森岡先生は、長年にわたって関西大学経済学部で教鞭を取られると共に、人間と社会にとつての労働のあり方を、労働時間論や企業社会論といった様々な観点から問い続ける、希有な研究者でした。「過労死110番」が始まった直後の1990年ころから過労死問題に深く関心を持ち、過労死弁護団や過労死家族の会の運動にも関わってきました。

そして、2011年11月に結成された過労死防止基本法制定実行委員会の委員長に就任し、2014年の過労死等防止対策推進法の制定実現に大きな役割を果たされました。法制定後は、過労死等防止対策推進協議会の専門家委員として、国の行う調査研究、過労死防止対策大綱や過労死白書の作成などに尽力されるとともに、各地の啓発シンポジウムや過労死防止啓発授業などに積極的に出向き、講演や講義を行ってきました。2015年5月

には過労死防止学会を設立し、自ら初代会長に就任して、学会の発展に寄与されました。

一方で、現在政府が進めている「働き方改革」のあり方に対しては、厳しい批判意見を発信し続けてきました。そんな森岡先生の急逝は、当センターのみならず、過労死防止を願うすべての人々、否、日本全体にとつて大きな痛手であり、痛恨の極みです。

長年にわたつてこのような活動をされてきた森岡先生に心から敬意と謝意を表明するとともに、心から御冥福をお祈りします。

当センターも加わった追悼実行委員会の主催で、後記のとおり「追悼のつどい」を開催します。ぜひ、積極的なご参加をお願いいたします(なお、第1部は当日参加も可能ですが、第2部は1月25日までにお申込みが必要です。お申込みは電話06-63664-3300まで)。

なお、森岡先生を追悼する記念誌の作成を現在準備中です。寄稿いただいた方、つどいに協賛・賛同いただいた

団体・個人の方々に、つどい当日または後日お渡しする予定です。

森岡先生を偲んで

全国過労死を考える家族の会代表世話人 寺西 笑子

第1部 追悼シンポジウム

「森岡孝二の描いた未来——私たちは何を引き継ぐか」

日時 2019年2月23日(土)

14:00~16:30

会場 シティプラザ大阪 匂(シユン)

の間 大阪市中央区本町橋2番

31号 地下鉄堺筋線・中央線

堺筋本町駅 1号、12号出口より

り

徒歩6分

参加費 1000円(資料代)

内容 映像で振り返る森岡先生(ビデオ上映)

オ上映)

記念講演「人間らしく働くこと」。働くものと遺族に寄り添い続けた森岡先生を偲ぶ」東海林智さん(毎日新聞新潟支局長)森岡先生が関係していた諸団体からの発言

からの発言

第2部 追悼レセプション

日時 同日17:00~19:00

会場 同会場 燦(サン)の間

参加費 5000円(飲食代込み)

昨年8月1日夜、岩城先生からの電話で森岡先生が急逝されたこと知りました。7時間前に森岡先生と電話でお話をしたこととても信じられず、嘘であつてほしいと祈りましたが、翌日の訃報記事で叶わないことを知りました。

私自身は、1996年に夫の過労自殺で過労死110番へ相談し岩城先生に受任していただいたことで大阪家族の会に繋がり、集会などで森岡先生を存じていました。

森岡先生とお話をするようになったのは、2005年の過労死劇「あの子が死んだ朝」の上演運動に関わった頃からでした。2009年に大阪過労死問題連絡会が提起した「過労死を出した企業名公表裁判」に原告として参加させていただき、2011年から「過労死防止法制定運動」では街頭署名や意見書採択で共に汗を流していただきました。2014年から「過労死防止全国センター」、同「大阪センター」を牽引され、「過労死防止対策推進協議会」では私たち委員へご助言をいただきました。「過労防止学会」では当

事者の事例報告を主体にしてください。勇気が湧きました。思い返せば約10年間過労死防止に関するさまざまな活動で一緒にさせていただきました。

家族の会には「代表訴訟」や「法制定運動」の経験者はいなかったため、自分自身の限度を超える出来事に遭遇するたび躊躇することが多々ありました。そんな時、森岡先生はプレッシャーから解き放つ言葉をかけてくださり、当事者が声を上げることの意義を強調され、過労死を生み出す職場で何が起きているのか、どうすれば改善と予防できるのか自分の言葉で訴えることが聴く人の心に響くことを教わりました。遺族の主張を学問的、理論的に根拠つけてくださることで自信が持てるようになりました。

森岡先生のご著書のあとがきに、「寺西笑子さんをはじめとする全国過労死を考える家族の会の世話人のみなさんには貴重な情報とともに元気をもらってきた。」と記述されています。家族の会に寄り添っていただいたことをとても嬉しく誇りと思い、皆さまと共有いたします。

昨年、過労死防止法の大綱が見直され、全国的に長時間労働をなくしていく方向へ転換し始めると共に、今年4月から「働き方改革関連法」が施行されます。森岡先生がおられたら、さらなる運動へ皆を鼓舞してください。たことでしょう。大事な局面で私たちの敬愛する指導者を喪い本当に残念でなりません。森岡先生のご遺志を皆で受け継いで行き、力を合わせて働く社会を前進させていきましょう。

森岡先生、ありがとうございます。どうか安らかにお休みください。

合掌

過労死を考える家族の会は、全国各地で活動しています！

全国過労死を考える家族の会代表世話人 寺西 笑子

過労死を考える家族の会は、現在、全国17カ所の地域で過労死のない社会をめざして活動しています。

1989年以降の約20年間は9カ所（結成順は名古屋、東京、大阪、京都、長野、岡山、山梨、兵庫、静岡）でしたが、2011年に「過労死防止法」制定実行委員会運動の取り組みが契機になり2カ所（北海道、宮城）が結成され、2014年の制定後におこなわれた「過労死等防止啓発シンポジウム」や「学校講義」など各地の取り組みが発展する中で、さらに6カ所（山陰、東九州、神奈川、福岡、四国、東四国）の家族の会が結成され、17カ所のネットワークになりました。

上記の会場における会員の活躍で家族の会の認知度が上がり徐々に会員が増えています。結成にあたり家族の会の拠点になっていた事務局が必要なため、地元の弁護士事務所や団体事務所の暖かいご支援があればこそ結成することができ心から感謝しています。



家族の会のリーフレット

家族の会は、国主催の啓発シンポジウムにおいて不可欠と言われている過労死遺族の体験を語り、聴く人に過労死問題への理解を深めていただくために役割を果たしています。

大切な家族を喪った経験を話すことは辛いことですが、忘れ去られることはもっと辛いことです。過労死の教訓を予防に活かしたい、そして過労死のない社会を一日も早く築いてほしい。この願いこそが家族の会がめざすものです。過労死は毎年全国で大勢の被災者が発生しています。遺族が100

人いれば100通りの実態と悲劇があります。過労死は大きな社会問題なのに、世間の偏見や無理解があつて公表はおろか活動をためらう人が多いことで、ほとんどの事件は表面化することとはなく密かに解決するケースが多くあることで、家族の会へ結集されているのはごく一部の遺族にすぎません。そう考えると埋もれた遺族が大勢いらつしやいます。家族同士でも過労死を話題にできない生きづらい生活を強いられているのが現実です。泣き寝入りせず一歩踏み出す勇氣を持つてほしい、誰にも言えない元氣のない遺族が思いのたけを話せる環境をつくり、自分らしさを取り戻してほしい。『過労死家族はひとりぼっちじゃない。大切な人の代わりにはなれないけれど、あなたの仲間がいます。』家族の会とのつながりが、明日への希望の一助になると感じてもらえるよう励んでいます。さらなる家族の会の結成と発展にご協力をいただきますようお願いいたします。

東四国過労死等を考える家族の会発足の

ご挨拶

東四国過労死を考える家族の

会代表 大島 照代

平成30年10月20日「東四国過労死等を考える家族の会」を発足いたしました。私の夫は平成10年に亡くなり、平成17年1月、行政訴訟と民事訴訟のさなか、労働保険審査会に於いて労災として認定され、民事裁判は和解で終結しました。会社側は3通の陳述書を書いて下さった3人に、信じられない酷い証言者潰しをしてきました。

夫の裁判を闘う力は「大阪過労死を考える家族の会」での温かい交わりから諦めない勇氣や希望を頂きました。

裁判が終わりましてのちは、「過労死裁判の傍聴」「パワハラ自殺裁判の傍聴」等で徳島地裁と高松地裁、高松高裁へ裁判傍聴だけには行っておりました。色々な方から徳島で「過労死を考える家族の会」を作るよう言われていましたが、私の体調不良や氣力不足で実現しませんでした。

昨年、裁判支援の必要から夏の一泊

学習交流会と、過労死防止全国センター総会に出席しました。その時、過労死を防ぐ近道は子供たちへの教育であると理解しました。すでに厚生労働省委託事業により全国で啓発事業が始まっていますが、徳島県も香川県も啓発授業の依頼は一校も出ていませんでした。もったいないことです。どうかしなくてはいいけません。啓発授業を受けた学生さんからの声に「学校教育では、働くことや将来についてたくさん情報を与え、就職への焦りを煽るけれど、こうした就職後における危険性はなかなか教えない。昨今の日本でブラック企業や過労死が問題視されているなか、それではあまりに無責任ではないか」とありました。その通りだと思いました。

現在裁判支援している原告から「東四国過労死等を考える家族の会」を作ってほしいと頼まれておりましたが、自信が無く堂々巡りでどうしたらよいか分からない状態でした。この度は学生さんの声を心に刻み、「東四国過労死等を考える家族の会」発足を大変と思うずりハビリと考えることにしました。

発足の日には お忙しい岩城弁護士、全国家族の会代表の寺西さんにおいでいただきお二人からお言葉を頂き

ました。家族の会の会員は3人（徳島過労死遺族2人と香川過労パワハラ被害本人）、出席者18人でした。当面の目標は裁判傍聴と原告への支援。香川、徳島で啓発授業を行うことです。香川県も徳島県も啓発授業に関して「私達には強制力が無い、相談したい問題が起きた時の為に各地の相談窓口の一覧表を作り生徒に手渡すように学校に配っている」とのことで見本に1枚頂いてきました。

労働局、県、市。家族の会が力を出し合えば成らなかった事も成るように成ると信じ、一步一步交流を深めて行こうと思っています。私が代表になつていただきたい方は若く在職中です。定年退職まで10年彼女の力を借りながら代表として出発しました。力不足の代表です。皆様からアドバイスを頂けるとありがたいです。どうぞ宜しくお願い申し上げます。



結成総会の様子

東九州過労死を考える家族の会 野本幸治 副代表の思い出に寄せて

弁護士 藤崎 千依（大分）

昨年の夏、大分は大切な方を2人失ってしまいました。

1人は、言うまでもなく大分出身で、過労死等防止の運動及び研究を牽引されていた森岡孝二先生ですが、もう一人は、東九州過労死を考える家族の会の立ち上げよりずっと前から大分の活動の中心を担ってきていただいた東九州過労死を考える家族の会副代表の野本幸治さんです。

野本さんは、7月22日、森岡孝二先生は、8月1日、いずれも急逝でした。わずか1週間の間のこの2つの訃報に私たちは本当にただただショックを受け、狼狽えるばかりでした。

野本さんとの出会い、野本ご夫妻との出会いは、平成26年に溯ります。

このころ、過労死等防止対策推進法が成立・施行され、大分においても、自主開催シンポジウムを開いて欲しいとの要請が、福岡の光永先生からありました。

私も微力ながら協力させていただくことになり、光永先生が初めて過労死事件として担当された依頼者であると

いう野本ご夫妻を紹介していただき、野本さんに遺族の訴えをしていただくことになりました。

野本さんは、二女だったお嬢様を過労死で亡くされた悲しくもつらい体験を大分での自主開催シンポジウムで静かな中にも切々たる思いを込めて話してくださいました。

このとき基調講演をしてくださったのが、森岡孝二先生でした。

森岡先生は久しぶりの大分というところで、旧友とお集まりがあり、残念ながらその後の懇親会には参加していただけませんでした。野本ご夫妻は、懇親会にも出てくださり、過労死の防止のために何かしたいという思いを優しく私たちに語ってくださいました。

そして、翌平成28年1月、今度は国主催のシンポジウムが大分で開かれ、そこで、東九州家族の会の現在の代表である桐木弘子さんと野本ご夫妻の出会いがありました。

当日のシンポジウムの懇親会で、野本ご夫妻と桐木さんは、至極意気投合され、一気に東九州過労死を考える家族の会



生前の野本さん
(左から桐木さん、野本さん、藤崎)

の結成の構想が生まれました。
そのときの桐木さんと野本ご夫妻の元
気な笑顔は、今も目に焼き付いていま
す。

そして、その年の11月、国主催の第
2回の大分での過労死シンポの際、代
表桐木弘子さん、副代表野本幸治さん、
そして、私が大分事務局、宮崎の西田
隆二先生が宮崎事務局ということで、
九州初の家族の会が発足しました。

しかし、残念ながら、野本さんの奥
様は、この立ち上げより少し前に立ち
上げを見ることなく亡くなられてしま
いました。

大切なお嬢様を過労死で亡くされた
後、支え合ってきた最愛の奥様を亡く
された野本さんの悲しみはいかばかり
であったかと思えます。

すっかり奥様と仲良くなっていた桐
木代表にとっても大変な痛手でした。

そんな悲しみの中でも、野本さんは、
家族の会発足にご尽力くださり、副代
表として、代表の桐木さんとともに積
極的に活動が続けてくださいました。

家族の会のニュース原稿の編集に参加
してくださり、毎年のシンポの打ち合
わせ会議や九州労働弁護団の集まりに
も出席してくださいました。

家族の会も徐々に会員が増え、福岡
にも家族の会ができ、これからいよいよ
本格的に活動をとっていた矢先、
野本さんが体調を崩されて、東京に在
住されている長女のお嬢様のもとにい
らっしゃるという知らせが入りました。

でも、このときはまだ、「きつと今
年の暑さで疲れておられるのだろう。
少し休息すれば、また元気に一緒に活
動してください。」と私たちは信じて
いました。

訃報を聞いたときには「まさかこん
な急に。」と本当に信じられませんでした。

私たちににとっては本当に悲しい出来
事でしたが、きつと今は天国で、奥様
と一緒に私たちの活動を見守ってくだ
さっていると思います。

野本ご夫妻の遺志を受け継いで、活
動を継続していくことを誓いつつ、森
岡先生と野本さんのご冥福を心よりお
祈りいたします。

過労死防止学会第5回大会のご案内

過労死防止学会代表幹事 黒田 兼一

本年5月末に京都・龍谷大学を会
場にして過労死防止学会第5回大会
が開催されます。

開催日時：2019年5月25日（土）
26日（日）

会場：龍谷大学深草キャンパス
（京阪線「深草」駅下車、地下鉄烏丸
線「くいな橋」駅下車）

大会の開催要項の具体的なものは、
1月19日（土）に開催される幹事会
で決定されますが、以下、プログラム
委員会で検討されていますものを若干
紹介させていただきます。

今回の大会の統一テーマとして『働
き方改革』関連法制定1年、いま再び
長時間労働を問う』を掲げ、記念シン
ポジウムと学術研究報告を予定してい
ます。

初日（25日）は、ジャーナリスト、
遺族、労働法研究者をお招きして、上
記統一テーマに関連して、それぞれの
立場からのお話をいただくことにして
います。

また2日目（26日）は、前日と同じ

テーマの下に、各方面からの研究報告
をいただくことを予定しています。具
体的には、「長時間労働とパワハラに
よる過労死・過労自殺への影響」や「な
ぜ長時間労働は許されないのか」に関
する実態の報告と議論を通して、「働
き方改革」関連法に何が足りないのか、
どこが問題なのか、どうすれば良いの
かを明らかにしようと考えています。
報告者としては、産業界の方、労働科
学や労働負荷の研究者、職場のハラス
メント関係の研究者を中心に選考中で
す。

また、例年通りに分科会を設け、広
く会員に呼びかけます。分科会として
は、①医療・労働科学から見た長時間
労働、②医療・介護分野、③交通・運
輸分野、④教育分野、⑤裁量労働制・
ホワイトカラー・エグゼンプションな
どを想定していますが、森岡前代表幹
事の追悼という意味も込めて「森岡孝
二研究分科会」も考えられます。

なお、今回の新しい特別セッション
（企画）として、初日の午前中に、会
場校の龍谷大学の京都産業学センタ
ーとの共催で京都企業の経営者に講演し



過労死防止学会第4回大会の様子

ていただくことになっております。経営者が語る「働き過ぎ、過労死・過労自殺」、興味ある話が聞けると思いますが。

二日間のスケジュールは今のところ以下のようになっております。

両日とも龍谷大学深草キャンパス2号館

2019年5月25日(土)

10:00~12:00 特別セッション

14:00~17:00 特別シンポジウム

17:10~18:00 総会

18:10~19:30 懇親会

5月26日(日)

9:30~12:00 分科会

13:00~16:00 共通論題

「過労死落語を知ってますか」が発刊

毎日新聞夕刊編集長 松井 宏員

「過労死落語を知ってますか」は、毎日新聞夕刊で34回にわたって連載した「エンマの願い」をまとめ、桂福車さんが練り上げた同名の落語台本を収録した。

取材のきっかけは2016年10月にかかっていた1本の電話だった。「ええ落語ができた。聴きにきてよ」。電話の主は旧知の落語作家、小林康二さん。労働組合の委員長から落語作家に転身し、社会問題を創作落語にして出前するプロダクション「笑工房」の社長だ。

そうして岩城稗弁護士事務所が開かれたお披露目で、「全国過労死を考える家族の会」の寺西笑子さんらと一緒に、「エンマの願い」を聴かせてもらった。小林さんが書いたこの落語は、過労自殺した青年が闇魔庁で鬼から過労死や労働法規について教えられ、という筋立てで、過労死防止法の成立に奔走した「家族の会」の奮闘ぶりも盛り込まれている。げっそりやせてしまった母親の姿を見た青年が涙するシーンで、演じた福車さんがホントに涙ぐんで言葉に詰まったのが印象的だった。それに、初めて耳にした労働

基準法の「黙示の指示」とか「時季変更権」とかいふ難しい専門用語が、福車さんの野球にたとえる工夫もあって、すっと頭に入ってきた。

この落語に込められた作者や演者の思い、制作に協力したご遺族がたどった道筋を連載しようと思いついたのはいいが、私はこれまで過労死も労働問題も取材した経験がなく、全くのド素人。寺西さんや平岡チエ子さん、佐戸恵美子さんらご遺族や岩城弁護士にご教示いただきながらの連載となった。

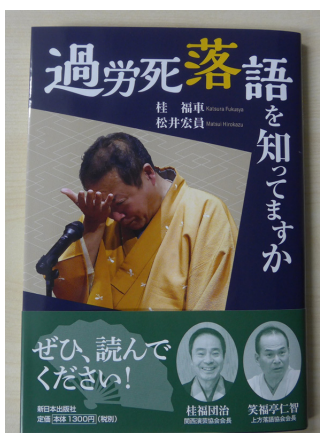
夫を過労自殺で亡くし、「なんで何もうてくれずに自殺したの」と夫を責めたという寺西さんの苦悩、「勝手に長時間働いて死んだ」とコメントした会社の責任を追及した平岡さんの怒り、NHK記者だった娘の未和さんを亡くした佐戸さんの悲しみ……。ご遺族のお話は胸に迫ってくるものばかりだった。それに佐戸さんの「告発」は、同じマスメディアで働く者として考えさせられた。未和さんは参院選などの取材に走り回って過労死したのだが、「人の生死に関わる取材ならともかく、選挙の当確を早く打つために命

を落としかと思うと怒りを抑えられません」という言葉には、胸をつかれた。

この連載の間に、新しい過労死落語「ケンちゃんの夢」ができた。これは電通の新入社員、高橋まつりさんの過労自殺を材に小林さんが書いたのだが、完成までには迷走あり、葛藤ありで、何度も小林さんがへこむ姿を目の当たりにした。

でも、なによりも小林さんがへこんだのは、昨年2月の福車さんの急逝だった。「作家が思いを込めたセリフを、落語家は簡単に削る」とばやき、時に衝突しながらも良きコンビだった福車さんを失ったのだから無理もない。この場を借りて、改めて福車さんのご冥福をお祈りしたい。

過労死落語は耳にする機会が限られるが、過労死の問題の所在や働く人が我が身を守るすべを知る、良い教材だ。本書が過労死落語を広く知ってもらうきっかけになれば幸いです。



「エンマの願い」を演じます

桂 三風

昨年2月に亡くなった福車さんが演じ各地で大好評を博した過労死落語「エンマの願い」を、今年から私が演じさせて頂くになりました。

芸人は仕事が終わると不安になり、毎日まいにち仕事に追われることが夢です。そんな世界にいると過労死は無縁のように思われるかも知れませんが、仕事は遊びではない、我々もやはり良い仕事をしたのが本音です。

私は歪んだ社会を風刺し、それを笑いや感動にして世の中に役立ちたい。

そんな思いで落語家になり、振り込め詐欺や地方の過疎化・高齢者問題・教育や労働・福祉など様々なテーマに取り組んできました。

芸能生活35周年を迎える今年の目標は「原点回帰」です。それだけに過労死落語「エンマの願い」に挑戦できることは大変うれしく、たくさんの方々に感動を与え、少しでも社会に役立ちたいと考えています。

皆さま方から「来い」と、お声を頂けることが「三風の願い」です。

○桂三風（かつら さんぷう）



1961年6月26日生まれ。滋賀県大津市出身。

1984年3月桂三枝（現6代桂文枝）に入門。第1回繁昌亭創作賞受賞など、新作落語では上方落語界屈指の巧者。

「ケンちゃんの夢」で社会に貢献

笑福亭 松枝

「マンガは崇高なことも描ける半面、低俗なことも描ける」と手塚治虫さんがおっしゃいました。落語もそうです、演じる側に哲学があるか否かが大切で、「アホ」や「バカ」と言う類の笑いでは何にも残りません。私は過労死落語「ケンちゃんの夢」を過労死のない社会実現に少しでも役立てたい。

我われ芸人に労働組合はありません。だから私は組合のことを一から学びました。そして、働く人たちの安全や健康を守る組合の役割を知り、もう一度、組合のこと考えてほしい、そんな思いで落語「ケンちゃんの夢」を演じています。

落語の中で、遺族の一人息子・ケンちゃんが言います「お父さんの組合は、死んだ組合だった」と。家族にそんな述懐をさせないためにも、落語「ケンちゃんの夢」をぜひお聞きいただきたいものです。寄席では決して聞くことのできない落語です。

○笑福亭松枝（しょうふくてい しょうし）



1950年11月20日生まれ。大阪府貝塚出身。

1969年高校卒業と同時に六代目笑福亭松鶴に入門。芸歴50年。1999年文化庁芸術祭優秀賞受賞著作「ためいき坂、くちぶえ坂」（浪速社）、「当世落語家事情」（弘文出版）「松枝の世相落とし噺」（浪速社）。演技でも分筆でも上方落語界で広く知られた実力者。

特集1 各地の過労死防止啓発シンポジウム

2017年度の「過労死等防止対策推進月間」では、初めて全国47都道府県のすべてと中央会場の計48の会場で過労死防止啓発シンポジウムが実現し、合計5864人が参加しました。2018年度も同じく全国48会場でシンポジウムが行なわれました。参加者総数は5646人で前年度より218人の減となりましたが、内容はさらに充実した会場が多かったようです。本号では、これらのうち①中央、②青森、③宮城・福島、④新潟、⑤福井、⑥静岡、⑦大阪、⑧島根、⑨愛媛、⑩鹿児島、⑪沖縄の各会場について、担当者からご報告をいただきました。また、全国の最終結果を28ページに掲載します。

【①中央】東京中央会場（11月6日）の報告

弁護士 玉木 一成

東京では、中央会場と町田会場の2箇所で行いました。昨年までは三多摩地区の会場は立川でしたが、町田会場は三多摩地区の南部の中心で、神奈川県に囲まれている場所での開催となりました。

シンポジウムは14時から開会し、最初に根本厚生労働大臣から開会の挨拶がありました。その後、過労死等防止を考える超党派議員連盟の馳浩会長から挨拶があり、出席した議員連盟の国会議員の紹介がありました。

次に、労働基準局富田望課長から、平成30年版「過労死等防止対策白書」の内容を紹介したうえで、過労死等防止大綱が見直され7月24日に閣議決定された内容と過労死等防止対策の現状について説明がありました。

引き続き、過労死等防止推進全国センター代表幹事の川人博弁護士から次のような報告がありました。①課長やマネージャー職など管理職の残業時間が増加している職場があり、労働基準法の適正な運用が求められること、②裁量労働制について、対象業務でないにもかかわらず、これを適用している

会社があり、制度の濫用は長時間労働・過労死を発生する原因にもなりうるので改善が必要であること、③働き方改革法の適用除外・猶予の建設業、運送業、医師などの業種・職種で過労死が発生していること、④看護師ほか深夜交替制勤務に従事する労働者に過重な負荷が生ずる虞れを十分配慮する必要があること、⑤海外出張・海外赴任者に対して本社が健康管理に十分配慮すること、⑥過労死防止大綱に追加されること、高年齢労働者、障害をもつ労働者の過労死防止が必要であることなどが報告されました。

黒田祥子氏（早稲田大学教育・総合科学学術院教授）から、「働き方の健康、生産性との関係」と題した講演がありました。講演の内容は、①長時間労働について、1日10時間以上のフルタイム労働者の割合が増加しており、平日1日あたりの睡眠時間が減少していること、②欧州赴任後には、日本で長時間働いていた労働者も労働時間を減少させ、有給をとっていないかった労働者も多く有給を取得していること、③日本では多くの仕事に過度なサービス

を要求する効率性があり働き方を変えたくとも一人では難しいこと、④過度の長時間労働は心身の健康を害し、休息をとることによりカバリーが必要であるし、生産性を低下させることなどを豊富な資料をもとに話されました。

休憩の後に、事例発表として、企業から株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン、産業医から、宮本俊昭氏（産業医科大学産業衛生教授）から「事業場における産業医の取組事例」が報告されました。

最後に、過労死遺族としての体験談を、神奈川県家族会のご遺族、兵庫家族会の前田和美さん、東京家族会の渡辺多恵子さん、神奈川県・東京家族会の渡辺淳子さんがお話しされました。ご遺族からの体験談は、被災した方々が亡くなるまでの本当に過重な労働状況や上司からのパワハラなどを具体的に述べられ、被災者本人はもちろん、ご遺族にも重大でいつまでも癒えない苦しみがあることを改めて実感させ、心に刻みせるものでした。

最後に、全国過労死を考える家族の会代表の寺西笑子氏が、過労死等防止対策推進法が施行されてから3年以上が経過するが、過労死は根絶するどころか増えている、一層の防止対策が必要であると訴え、開会の挨拶をして、

シンポジウムは17時に終了しました。

この日の参加者は約350名でした。

【②青森】「命より大切な仕事などない」～連合青森とのスクラムで第3回シンポジウム開催～

青森県保険医協会 事務局次長 藤林 渉

11月21日（水）18時から第3回青森シンポジウムが行われ、約130名が参加した。本シンポジウムの開催にあたっては、これまで、医療団体や労組で組織した実行委員会が現地運営を担ってきた。今年度は、県内における過労死・過労自死ゼロを実現するため、実行委に連合青森が加わるなど、組織の強化はもちろん、団体の垣根を超えた取り組みが実現した。

一方で、今年度のパネルディスカッションのテーマを「過労死等防止に取り組む各分野からの報告」とし、企業、労組、医師、遺族からシンポジストを予定したが、企業側の参加は叶わなかった。依頼の課程で企業担当者からは「テーマが重い」「公に話すほどではない」といった反応が多く、業種によっては体制整備は途上にあると感じた。

■仕事で命削ってはならない

こうした課題を残しつつ、同日のシン

ポジウムでは、報道記者だった娘の美和さんを過労死で失った佐戸恵美子さんが基調講演を行った。佐戸さんは涙ながらに当時を振り返りながら「娘の死は、働き過ぎではなく、企業側の『働かせすぎ』であり、明らかな人災」と、組織としての労務管理体制を厳しく批判。その上で、「人の命より大切な仕事などない。会社に残した結果、過労で未来、家族を失ってはならない」と強く訴えた。

■制度の浸透課題

シンポジウムでは、まず、連合青森事務局長の山内裕幸さんが労働組合の取り組みについて、2017年1月～12月の1年間に寄せられた129件の労働相談結果を紹介。長時間労働はじめ、休日割増等の賃金不払い、不十分な休暇、年休取得に関する相談が多く、職種は社会福祉、介護、宿泊業が中心だと報告した。国の「働き方」改革関連法案の中にある「同一労働・

同一賃金」「年休5日付与」「業務間インターバル」など、働くことを軸とする安心社会に向け、「これらを企業にどう根付かせるかが課題だ」と語った。

健生クリニック（弘前市）所長で医師の飯田寿徳さんは、産業医の立場から、過重労働が与える心身への影響について発言。平成24年に自殺者が3万人を下まわって以降、総労働時間も含め減少傾向にあるものの、勤務問題を原因・動機とする自殺の割合が29年度は9.3%と右肩上がりが増加している点を問題視した。また、長時間労働と関連して、総じて短い日本人の慢性的な睡眠時間について言及。睡眠や休養時間を確保できないと疲労が蓄積することで過労死・過労自死はもちろん、過労性の健康障害や事故・ケガにもつながるとして「7～8時間の睡眠時間を確保する必要がある」とアドバイスした。

小児科医の夫を過労自死で亡くした東京過労死を考える家族の会の中原のり子さんは、遺族の立場から、国の「働き方改革」で残業時間の上限が「月最長100時間未満」とされたことを批判し、「労働時間記録義務、労働時間の量的上限規制、労基法の規制強化こそ『過重労働で倒れない社会』の具現

化だ」と訴えた。

■子どものいじめは「大人社会の縮図」
ディスカッションでは、フロアから教育現場における長時間労働の実態などが報告され、コーディネーターを務めた医師・大竹進さん（青森県社保協会会長）は、子どもたちの「いじめ自殺」は、教育現場における長時間労働やハラスメントと関連した「大人社会の縮図」であり、「大人社会での過労死・過労自死を防止していくことが、子どもたちの命を守ることにつながるのではないか」とコメントした。

シンポジウムの最後に、実行委を代表して、連合青森会長の内村隆志さんは、「過労死等防止に関する法律は、大切な家族や子どもを無念にも失った遺族が声をあげ続けた結果であり、今



シンポジウムの様子
（左から大竹さん、山内さん、飯田さん、中原さん）

日の内容を自分の事と捉え、それぞれ
の場で取り組みに活かして欲しい」と
まとめた。



青森会場の様子

【③宮城・福島】 過労死等防止対策推進シンポジウム宮城・福島 2019報告

東北希望の会 前川 珠子

過労死等防止対策推進シンポジウム

宮城、おかげさまで今年も、11月13日、エルパーク仙台スタジアムホールにて、無事開催いたしました。来場者数平日開催にもかかわらず、120名。たくさんの方の会社関係の方、組合や一般、マスコミの取材も入り、地元ニュースでも放送され、一部は東京の方にも流れたそうで、感謝の気持ちでいっぱいです。何より登壇してくださったグリーンディスプレイ事件の渡辺淳子さんのお話が本当に素晴らしかった。深い悲しみとともに語られる鋭い問題提起が、胸に迫ります。POSSIEや、ブラック企業弁護団の先生方が渡辺さんを支え、裁判所の人間味あふれる和解勧告に至った経緯に、会場中が涙しました。会場でも配られた、この和解勧告の抜き書きは本当に素晴らしいものでした。後半の座談会における、渡辺さんのインターバル規制の訴えも論理的で説得力があり、会社員の方から「インターバル規制の重要性がはじめて腹に落ちた」という声も聞かれました。希望の会会員の社労士の富樫先生、高校生が団結して職場環境を改善



宮城会場の様子

した事例は感動的で、明日につながる内容であり、ラストの渡辺真理子さんの歌も心に沁みるもので、被災地でもあるこの場所に、とてもあっていたのではないかと思います。

東北希望の会では今年もまた、福島のシンポジウムの企画もさせていただきました。こちらは11月27日。会場は福島コラッセ。基調講演は過労死弁護団の土井浩之先生。基調講演は東北希望の会顧問弁護士で過労死弁護団常任幹事の土井浩之弁護士。タイトルは「過労死が起きる働かせ方を知る」26件の精神疾患事例の分析から」・いわゆ



福島会場の様子

る「ブラック企業」(意図的な使い捨て)ではない・悪意を持って労働者を追い込んでいない・過剰叱責した上司が人格破綻者ではない普通の企業を前提としてとのことでしたが、まさにそこが、本日のお話の中でもっとも衝撃的な部分でありました。80名の参加者を得、当事者として東京家族の会の木谷さんが発表して下さいました。労働局の提示した働き方改革の取り組みの好事例が、福島のIT企業だったこともあり、元SEの木谷さんの筋の通った訴えが非常に効果的だったのではないかと存じます。平日開催にもかかわらずたくさんの皆様が参加してくださいました。これも東京家族の会の中原さんやプロセスユニークの皆さんはじめ関わってくださった皆様のおかげと深く感謝しております。本当にありがとうございます。このシンポジウムが、過労死をなくす一つの光になっていきますことを、心より願っております。

【④新潟】 過労死等防止対策推進シンポジウム新潟会場での報告

弁護士 大澤 理尋（新潟）

2018年度過労死防止対策推進シンポジウム（新潟）は、同年11月10日（土）14:00～16:30に、新潟市駅前オフィス貸会議室大会議室にて開催された。

最初に、新潟労働局労働基準部監督課長宇野秀明氏が、国の施策、新潟県内の実態と労働局の取組みが報告した。

次に、労働現場からの報告として、連合新潟から、にいがたユニオン書記次長里村英子氏が、労働相談の取組みと長時間労働の事例を報告した。また、



新潟会場の様子

新潟県労連から、全国福祉保育労働組合新潟地方本部の吉田正司氏が、介護労働現場の厳しい実態を報告した。

本県では、本シンポジウムが、労働局、連合、県労連が同一の場でそれぞれの取組みを報告する唯一の機会である。過労死の根絶に向け、3者の協力関係の構築が望まれる。

次に、NPO法人POSE相談スタッフの岩橋誠氏が、「過労死問題解決のための支援団体の取り組み」をテーマに、支援団体としてできること、支援の具体的事例などについて講演した。

「いまやっておくべきこと」として、「証拠を残すこと」、「一人で悩まず、つらい、おかしいと思ったら専門家に相談を」と強調し、明快な内容であった。

さらに、過労死を考える家族の会より、佐戸恵美子氏、守氏夫妻が東海林智氏（毎日新聞記者）によるインタビュー形式で体験談を語った。佐戸夫妻は、5年前に過労死したNHK記者の佐戸未和氏の両親として、美和氏

の参議選挙取材時の過酷な労働実態を具体的に語った。夫妻は、「人のいのちより大切な仕事はない。過労によって未来を失うことがあつてはならない」とつよく訴えた。

遺族の体験に基づく訴えは、胸につきささるものがあり、過労死防止の取り組みの強化の必要を改めて痛感した。参加者からも、夫妻の生の声がこころに響いたという感想が寄せられた。

登壇者、スタッフを除く参加者は56名、私たちスタッフの面識のない参加者も多数来場し、過労死問題に関する関心の高さがうかがわれた。

昨年度は、企業の担当の方を主な対象として、平日日中、ガレッソホールという研修会等よく利用される会場で開催した。また、早稲田大学教授黒田祥子氏による「メンタルヘルスと働き方・企業業績の関係」、新潟労働衛生コンサルタント事務所の鈴木美和氏による「企業におけるメンタルヘルス対策」産業看護職の立場から」の2つの講演をメインとした。これに対し、本年度は、過労死の実態と遺族がどうすればよいのか県民に広く知られていないとの認識に基づき、支援団体と遺族のお話を前面に出した。

昨年度の参加人数が76名であったのに対し、本年度は20名減少した。本年

度は、地元で知られていない会場しか確保できず、かつ、後援団体である県弁護士会、協力団体である連合新潟で他の行事が重なった。しかし、昨年度も参加者が目標人数に達しなかったことから、より本質的な問題があると考えられる。具体的には、本県の主な取組みは、毎年の「過労死110番」と本シンポジウムにとどまり、恒常的な活動ができていない。本ニュース第6号（2018年7月、21頁）によると、昨年度シンポジウムで参加者が目標人数を上回った都道府県は22、そのうち18都道府県に「働くもののいのちと健康を守るネットワーク」の加盟組織がある（働くもののいのちと健康を守るネットワーク地方・地域組織リスト）<http://www.inoken.gr.jp/profile/list01.htm>。2018.1.8閲覧。本県と隣接する長野県でも、「働くもののいのちと健康を守る長野県センター」が活発に活動している。本県の課題として、過労死問題に取り組む組織の設立が重要である。

【⑤福井】パワーハラスメントを防止するためにー過労死等防止対策推進シンポ

弁護士 海道 宏美（福井）

2018年11月11日、13時半から16時過ぎまで、福井市内の響のホールで、福井県・福井市・福井弁護士会の後援、全国過労死を考える家族の会・過労死等防止対策推進全国センター・過労死弁護士全国連絡会議・福井過労死弁護団の協力で開催されました。

今年は、近年各機関で相談が最も多いパワーハラスメント問題について、具体的にどのようなようにして防止していくのかを学ぶために、クオレ・シー・キューブ代表取締役会長の岡田康子氏からの講演をメインにしました。岡田氏は、厚労省「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会」委員で、日本で初めてパワーハラという言葉の提唱した方で、豊富な企業に対する研修実績も踏まえて、パワーハラがいかに心理的負担を与えるか、パワーハラと指導の違いについて、たとえば同じ言葉が発しても表情や口調によって全く異なることになってしまうこと、加害者も苦しんでおり組織的な対応が求められる場面もあること等具体的かつ実践的な講演となりました。



福井会場の様子

また、今年は、企業で実際に過労死防止に向けて取り組んでいる経験を企業（㈱永和システムマネジメント）の管理部長から報告していただきました。福井県は中小零細企業がほとんどで過労死防止対策が重要であるとかかつていても実際には人手不足や労働慣行等からなかなか進まない現状がある中、①社員目線でWow（Ways

of Working）↑3という社員プロジェクトを立ち上げ、時差出勤制度で子どもの下校時刻に合わせて帰宅したり通勤ラッシュを回避する効果をあげる、三日連続の有給休暇を取得するといったき休暇制度で多忙なプロジェクトを終えた後のリフレッシュ、子どもの卒業シーズンの家族旅行、田植え稲刈りに活用する等、②物理的な対策として、明るい採光、色調にし、チーム単位で島を作るユニバーサルレイアウトと個人作業できるスペースを作る、③活発なコミュニケーションを実現するために、ホワイトボードや小さい打ち合わせスペースを随所に設置する、等その気になれば改善できる経験報告は参加者に示唆を与えるものとなりました。

その他、福井労働局労働基準部監督課長から労働時間法制の見直しについての施策報告、新任教員過労自殺で公務災害認定を得て現在民事訴訟中の遺族からの訴えがなされました。

参加者としては、全体81名と昨年よりやや減少しましたが、参加者アンケートによると毎年同様好評でした。今後は、企業担当者により多く参加してもらえるように日時設定や宣伝等工夫を行い、引き続き、パワーアップさせたシンポを実現させるべく、努力を続けるつもりです。

【⑥静岡】過労死防止静岡県シンポジウムのご報告

弁護士・過労死防止全国センター 幹事 萩原 繁之（静岡）

2017年までの静岡県内での過労死防止シンポジウムは、受託業者プロセスユニークの担当木澤さんと、ごく一握りの者が内容を検討、立案して開催していた。

2018年は、そうした状態から脱却して、過労死防止静岡県センターの設立準備も視野に入れつつ、組織的に準備することを目指し、過労死家族、労働組合関連の安全健康センター事務局長、及び弁護士4名（静岡2名、西部1名、東部1名）からなる準備会（「過労死防止静岡県センター準備会」）を構成し、プロセスユニーク木澤さんを加えた7名で、6月22日に第1回準備会を開催して以降、毎月1回以上の会議による議論を重ねてシンポジウムを準備した。

過労死を何としても社会からなくしたいという熱意が、ぶつかり合う形で、シンポジウムの持ち方、時間などについて毎回白熱した会議が続けられた。

今年は、初めて、労働局へも準備会から訪問して挨拶、報告や参加呼びかけのお願いなどを、木澤さんのご尽力も得ておこなうことができた。

その結果、11月2日、おそらくは今年度開催の全国シンポジウムではもっとも長時間だったのではないかと思われるが、午後1時20分から4時20分まで3時間半の盛りだくさんなシンポジウムを開催することとなった。

当日は、静岡労働局からの参加呼びかけも与つてと思われるが、会場いっぱい参加者が得られ、熱気のあるシンポジウムとなった。

過労死家族の寺西笑子さんの「過労死を生み出さない働き方とは」と過労死事件を担当した小笠原里夏弁護士の「教育現場での過労死の裁判を担当して」というお二人からのご講演、過労死のメカニズムに関わる長谷川吉則医師のご報告、過労死当事者、家族の報告や事案の報告、さらに「過労死を生み出さない職場と社会のために」と題したパネルディスカッション。

盛りだくさんなプログラムで時間が押してしまい、最後のパネルディスカッションは、当初は、寺西さん、小笠原弁護士、長谷川医師などをパネリストとして55分の予定だったところ、コーディネーターの筆者が30分でまと

めることを余儀なくされた。全国的にマスコミ報道された過労死事件のご遺族から会場発言をいただくなど、質問もあり、3時間半の時間が長く感じられないような、充実したシンポジウム、有意義なものになったのではないかと感じている。次回は、さらに良いものをめざし、また静岡県センターの設立や、様々な潮流の労働組合の支援も得るなど努力を続けたい。

【⑦大阪】 過労死等防止対策推進シンポジウム（大阪会場）の報告

弁護士 山中 有里（大阪）

大阪会場の過労死等防止対策推進シンポジウムは、2018年11月30日（金）、グランフロント大阪にて14時から開催されました。大阪では、一定規模の企業に対しても、シンポジウム開催の案内をダイレクトメールで配布しています。総参加者数は340名程に上り、スーツ姿の来場者も非常に多く、企業からの出席者が大半を占めたと思われる。過労死等を防止するためには、企業の意識が変わらなければなりません。今回のシンポジウムでは、ご遺族の方々の体験談や訴えも多く盛り込みました。その声が多く企業の届き、意識を変える一助になればと願っています。

開会前には、ダ・カーポが唄う「ぼくの夢」を流しました。2000年に過労自死した公務員男性の遺児であるマー君（当時小1）が母親に語った詩に、演奏を付けた歌です。

基調講演では、毎日新聞新潟支局長の東海林智さんに、「公共、民間、あらゆる職場から過労死をなくすために

（取材の現場から）」と題してご講演頂きました。東海林さんは、新聞労連委員長の実験もあり、「15歳からの労働組合入門」などの著書も出版しておられます。講演では、女性研修医の過労自死や、障がいを持つ県職員の過労死の事例などを紹介頂きました。そして、過労死防止対策として、長時間労働が是正できるシステムを作る必要がある、インテリバル規制を義務付ける必要があるなどと提言されました。

次に、体験談発表として、「東京過労死を考える家族の会」の佐戸恵美子さんに、「放送記者過労死遺族からの訴え」と題してお話を頂きました。佐



講演する東海林さん



遺族の体験を話す佐戸さん

戸さんは、亡くなった娘さんの写真や遺髪なども示しながら、一言ひとことお話を込め、懸命にお話をされました。お話の一つひとつが胸に響くことはもとより、その姿にも心を打たれた方が多くいらつしたのではないかと思います。

そして、「大阪労働局からの報告」として、綿貫労働基準部監督課長から報告を頂きました。年間総実労働時間の推移などの表を示され、一般労働者の労働時間が上昇傾向にあることが説明されました。また、大阪府では、前職の離職理由として「収入が少なかつたため」よりも、「労働条件が悪かつたため」を挙げる者が多く、長時間労働によって離職している状況が推察されるという説明もありました。大阪労働局も長時間労働の是正に力を入れており、今後も過労死等の防止対策に取

り組んでいくという意気込みを示しておられました。

その後、過労死防止対策推進全国センター事務局長の岩城稜弁護士より、「過労死防止大綱の改正のポイントと活用方法」と題した報告がありました。新大綱には、数値目標の明確化、労働行政機関等における対策の明記、重点業種の追加、インターバル制度の推進、若年・高齢労働者・障がいのある労働者等への取組の推進、「職場におけるハラスメント」の予防・解決のための取組などが記載されており、新大綱を社内や労働組合等での研修、教材などに活用頂きたいとのことでした。

最後に、「過労死遺族の声」として、2組のご遺族に登壇頂き、お話をさせて頂きました。ご遺族の話はいずれも具体的に分かりやすく、参加した企業の方々も、「自社の職場でも起き得ることだ」という思いを持たれたのではないかと思います。ご遺族の話の聞くと、「過労死等は絶対にあつてはならないことだ」という思いを強くします。また、過労死等を防ぐためにできることは何だろうかと考えさせられます。過労死防止大阪センターにおいても、今後、過労死等の防止に取り組んでいきたいと思っています。

【⑧島根】「島根シンポジウム」の報告

山陰過労死等を考える家族の会 事務局長 三浦 一雄

島根県では、過労死防止法の成立に至る過程で、県内の全ての県市町村議会（1市議会を除く）が「過労死防止法制定」に向けた意見書を採択して国に提出した経過があることから、県内8市を順番に開催して、過労死問題を広く県民に認識していただくようにしています。

これまでは松江市・浜田市・出雲市、そして今回（平成30年11月28日）は、益田市で開催しました。4月段階でシンポジウム内容の原案を作成し、5月中旬には山陰過労死等を考える家族の会役員会で集中審議し、島根労働局との最終調整を経て、翌日には鳥取県倉吉市へ行き、遺族・親族・支援者の皆さんに『辛く苦しかった闘いを島根県で開催する過労死シンポジウムのなかでお話ししていただけないでしょうか』と懇願したのです。

私は昨年、鳥取シンポに参加した時、共に労働運動をやっていた支援者と会場で偶然出会ったのです。懐かしさと同時に「なぜ、この会場に居るのですか？」と伺ったところ、「私はパワハラ裁判の支援活動を行っていたので

す」と言われ、「お互い、過去の労働運動の経験がここに活かされているんですね」と語り合ったのです。一カ月後には、私の自宅に裁判闘争経過資料がどつさり郵送されてきました。私は資料を読んでいくなかで怒りが沸き、このパワハラ裁判の内容をぜひ島根シンポで語ってほしいと思いました。

この事件の経過は、倉吉市職員だった男性（44歳）が自死された背景には、直前1ヶ月間の時間外労働時間は168時間に連続14日連続勤務。さらに上司の日常的なパワハラと業務に関する決裁を下ろさないという嫌がらせ等により、精神的・体力的な面への負荷により、うつ病を発症し、自死に追い込まれたそうです。

これに対し市役所側の対応は不誠実極まりなかったことから、遺族側が最終的には提訴へ踏み切ったのです。未だ市長の謝罪はないことで、市役所側にすれば、まさか公務災害認定請求するとか、訴訟にまで発展するとは想定していなかったようです。結果は公務災害認定され、民事裁判については和解が成立しました。

今年のシンポジウムでは、パワハラ裁判の支援者が基調講演をし、事例報告では遺族として奥様が「小さな町で市を相手に裁判することに悩みましたが、同じ過ちを起こしてほしくない、泣き寝入りは駄目だと思い提訴しました。」と涙ながらにお話しされたのです。さらに、故人の叔父の立場から「私は、この裁判は絶対負ける気がしませんでした。勝てるかと判断していませんでした。甥が自死する原因は市役所内にあると断言しました。余りにも度が過ぎる行為です。残された家族の未来が無くなってしまったんです」と怒りを全面に語られました。三人の報告を聞かれた方々から、涙とお礼と励ましの大きな拍手が長く続いたのです。

当日の参加者数は158名でした。報道機関は、NHK・地元ケーブルテレビ・山陰中央新報社（新聞社）・中国新聞社が参加しました。



島根会場の様子

【⑨愛媛】「愛媛シンポジウム」の報告

四国過労死等を考える家族の会 久保 直純

日時 11月13日（火）

18:00～19:30

場所 愛媛大学

参加者数 170名の予定に対して

オーバー

講師 愛媛大学名誉教授 長井遺訓

遺族発言 佐戸恵美子（東京家族の会）

久保直純（四国家族の会）

内容

愛媛の特徴としては、シンポジウムを愛媛大学の正規の講義として開催しており参加者中約80名が学生である。タイムスケジュールについても、まず遺族発言を行い、その後基調講演を行うスタイルです。

今年度は、平日夜の開催であり、参加者数に不安感があったが、ふたを開ければ170部用意していた資料が不足する事態となりました。

労働局を中心に各組合も情宣活動をおこなってくれたようです。

個人的に労働局長も参加してくれており、昨年までとは違う動きを感じた。まず、佐戸さんより娘さんを過労死で亡くした母の思いを25分にわたり話をされ、まさしく命を削る思いの発言に

会場はもとより、講師の長井先生の涙をも誘う発言でした。その後8分間で私から、地元愛媛での過労自死で一人息子を失った父親の思いを発言しました。

長井先生より「若者の過労死問題を考える」との基調講演

現在の若者の置かれている現状とその問題点について、具体的な過労問題の内容等について若者にわかりやすい内容であり、また、分析だけではなく、どのようにすべきか、どんなところに相談すべきかと具体的に、「防止」をしつかりと伝えられており参加者に納得感のあるものでした。

四国4県中最大の参加者数でした。他3県は、平日昼開催、休日昼開催で参加者があまり集まっていない状況でした。基調講演の内容についても、講師の自己の研究の説明優先で「過労死防止」としての訴えるものがない講演もみられました。

遺族発言についても1名、2名とばらつき有。基調講演が主なのは理解できるが、参加者に訴えるには何が一番であるかを考えるべきでは？「目的」

と「手段」が本当に理解されているのか疑問が残ります。

地域によって、家族の会の関わり方がバラバラであり、もう少し、統一した関わり方が出来ないものかと思えます。「過労死防止」は我々遺族の悲願であり、その為の尽力は惜しむものではありません。うまく、各地の団体との連携をし、一人でも多くの参加を募り、一人でも多く「過労死防止」の理解を得られることが重要だと思えます。

【⑩鹿児島県】「鹿児島シンポジウム」の報告

働く者のいのちと健康を守る

鹿児島県センター

事務局長 池田 勝久

厚生労働省主催で開催される「過労死等防止対策推進シンポジウム」鹿児島会場は、12月1日（土）にかごしま県民交流センターを会場に63人の事業者関係や労働組合関係者などの参加で無事に終了しました。鹿児島県では、2年前に「鹿児島県働く者の健康問題懇談会」（現在は、名称を変更して「働く者のいのちと健康を守る鹿児島県センター」）の自主開催で寺西笑子さんをお呼びしての学習講演会を成功さ

せ、平成29年から厚生労働省主催のシンポジウムへと継続してきました。

今回のシンポジウムでは、まず、天笠崇先生（代々木病院精神科医師）から「過労自殺、労働関連うつ病をいかに予防するか」「ストレスチェック時代のメンタルヘルス対策」と題して講演していただきました。そして、全国過労死を考える家族の会の寺西笑子代表から「過労死を生み出さない働き方とは」と題しての講演をしていただきました。過労死遺族の声として東九州過労死を考える家族会代表の桐木弘子さんのお話とつづきました。

天笠先生からは、この間に話題になった事例を参考にしながら、なぜこのような悲しい事例が発生してしまったのか、そしてこの25年を経て、国の指針など出されてもなお、不幸を引き

起こす企業を告発され、長時間労働・過重労働・ハラスメントなどが引き起こすメンタルヘルス不調の因果関係について過労死等をめぐる調査事例を活用して科学的にそして、わかりやすくお話しいただきました。そして、これからの職場での環境改善に向けた手立ても提案していただきました。

講演の最後の言葉が印象的でした。「すべての社員が家に帰れば自慢の娘であり、息子であり、尊敬されるべきお父さんであり、お母さんだ。そんな人たちが職場の「長時間過重労働やハラスメントなんかでうつに至らしめたり苦しめたりましてや自殺に追い込んだりしていいわけがないでしょう」

寺西さんの講演では、ご自分の経験を切々とお話ししながら、そこからさらに「過労死防止法」成立させていく経緯をお話いただきました。一方で、「働き方改革」一括法案が成立し19年4月には施行されていくことになったが、なぜ、家族の会が「一括法」に反対し、座り込みや遺影を掲げての傍聴したのかをお話しいただきました。最後に過労死を生み出さない働き方と過労死ゼロに健康で充実して働き続けることのできる社会の実現へとお話は進みました。

寺西さんのお話は、誰もがおっしゃる「何回聞いても涙があふれる」。今

回もやはりそうでした、会場からすすり泣く声が聞こえてきました。そして、やっぱり「いのちより大切な仕事はありません」

桐木さんの訴えは、ご自身の息子さんをなくされた経過と怒りを率直にお話いただきました。そして、東九州過労死を考える家族の会が、13家族にまで会員を増やしながら活動を広げていることもお話しいただきました。わずかに、2時間30分のシンポジウムにとっても意義深いお話を聞くことができ、これからの鹿児島県での活動をどう広げようかと考えたところでした。いの健康鹿児島県センターでの独自の学習会・行動も広げながら、2019年度のシンポジウムの発展にも取り組んでいきます。



鹿児島会場の様子



講演する寺西さん

【11沖縄】 沖縄 過労死防止啓発シンポジウム

働くもののいのちと健康を守る沖縄センター事務局次長、

沖縄協同病院 事務次長

後藤 勝治

今年は12月4日（火）に沖縄県産業支援センター大ホールで開催しました。沖縄での開催は2016年に始まり今年で3回目の開催となります。今年4月、沖縄では念願の「働くもののいのちと健康を守る沖縄センター」結成され、その総会後懇親会の席で、今年の講師は川人博弁護士と高橋幸美さん（高橋まつりさんのお母様）にお願いしようと早めに決め、ご多忙なお2人に沖縄に来てもらうことが出来、記念すべきシンポジウムとなりました。

川人弁護士からは「健康な職場をつくるために」というテーマでご講演を頂きました。明治、昭和初期に製糸業女性労働者の過労死があった歴史から始まり、労働基準法で1日8時間労働が原則となったが、戦後の経済成長の影で長時間労働が見過されてきたことや1990年代のバブル崩壊後は精神疾患・自殺が激増していることが話されました。また2013、2017年では年間800件の労災認定うち200件は死亡事案という

ことでしたが、警察庁の統計では勤務問題が原因の自殺者数が2000名を超えている事実もあり、この労災認定の数は氷山の一角に過ぎないと指摘されていました。日本全国で1日に約5人の労働者が勤務問題が原因で亡くなっている事実は衝撃を受けました。沖縄でも毎年8、12名の人が自殺しており、地方都市出身の20、30代が首都圏で就職し亡くなるケースも多いそうです。これからは小中高の学校教育の中で過労死を防止していくための教育活動をしていくことも大切とお話されていました。また、若い労働者の勤務環境がまだまだ改善されていないこと、管理職・裁量労働制適用労働者・運送業界運転手・医療従事者等の過労についてそれぞれの背景や問題点についてお話を聞くことができました。

また、会社・使用者側へのメッセージとして、CSR（企業の社会的責任）の視点から考えることが大切とお話がありました。人が生産的に働けるのは1日6時間以下といわれており、時間を決めて働かせ効率的な業務を確立した方がいいことや、業務不正が多い職場では過労死も発生しやすいこと、労基法違反を軽くみる社風が過労の職場を生み出すことのお話がありました。中間管理者の疲労を解消することがハラスメントをなくすキーポイントとも仰っていました。上司自身が疲弊するとそれが抑圧の移譲へと繋がっていくことがあると指摘でした。また、ねぎらいと励ましを大切することやお客様からの理不尽なクレーム・強要（カスタマーハラスメント）には労働者個人を守って毅然と対応することも必要との話もありました。

ご遺族からの話では、電通社員で亡くなられた高橋まつりさんの母、高橋幸美さんにお話を頂きました。3年前のクリスマスに亡くなられるまでのまつりさんとのやり取り、電通側の心無い対応について悔しさが伝わってきました。“働きすぎは良くない”と言っていた娘が、長時間労働を繰り返す中で判断ができなくなっていた。“自分”は、まつりが幸せでいてくれれば十分、それだけで良かった。“働く”ということがどういうことなのか？みなさんにも考えてほしい”等の言葉が印象的でした。

今年は76名の参加で、昨年の100名は下回りましたが、講師を2人の話はそれぞれ考え深く、充実したシンポジウムとなりました。それからシンポジウムまでの準備会議にも労働局の上野監督課長にも参加してもらい、県内関係組織への声かけもお願いしました。来年度も少しずつ多く団体とつながり、協力しながら、このシンポジウムを継続させたいと思います。

平成30年度過労死等防止対策推進シンポジウム

最終結果 (2019・1・17現在)

都道府県	平成30年度 参加人数	平成29年度 参加人数	開催日	開催時間	会場名
北海道	157	176	11月22日(木)	13時30分～16時00分	ホテルポールスター札幌
青森	115	68	11月21日(水)	18時00分～20時00分	ハートピアローフク
岩手	73	126	11月22日(木)	13時30分～16時00分	岩手教育会館
宮城	120	163	11月13日(火)	14時00分～16時30分	エル・パーク仙台
秋田	61	66	12月7日(金)	14時00分～16時00分	秋田市にぎわい交流館AU(あう)
山形	77	56	11月20日(火)	13時30分～15時30分	大手門パルズ
福島	91	77	11月27日(火)	14時00分～16時00分	コラッセふくしま
茨城	53	84	11月25日(日)	13時30分～15時30分	つくば国際会議場
栃木	96	80	11月2日(金)	14時00分～16時30分	栃木県青年会館コンセーレ
群馬	57	68	11月30日(金)	13時30分～15時30分	群馬県公社総合ビル
埼玉	206	376	11月22日(木)	14時00分～17時00分	さいたま市民会館うらわ
千葉	144	142	11月28日(水)	14時00分～17時00分	千葉市男女共同参画センター ハーモニープラザ
東京	352	381	11月6日(火)	14時00分～17時00分	イイノホール
中央 東京 町田	88	93	11月14日(水)	17時00分～19時30分	町田市文化交流センター
神奈川	218	192	11月1日(木)	13時30分～16時30分	日石横浜ホール
新潟	56	76	11月10日(土)	14時00分～16時30分	駅まえオフィス貸会議室
富山	110	51	11月27日(火)	14時00分～16時30分	ボルファートとやま
石川	102	62	11月15日(木)	14時00分～16時30分	石川県地場産業振興センター
福井	81	97	11月11日(日)	13時30分～16時00分	福井まちなか文化施設 響のホール
山梨	73	58	11月29日(木)	18時30分～20時50分	ベルクラシック甲府
長野	88	108	11月27日(火)	13時30分～16時20分	JA長野県ビル
岐阜	115	110	11月14日(水)	14時00分～16時40分	岐阜県図書館
静岡	91	88	11月2日(金)	13時20分～16時50分	パルシェ貸会議室
愛知	223	185	11月20日(火)	13時30分～16時20分	名古屋国際センター
三重	79	104	11月13日(火)	13時30分～16時00分	三重県教育文化会館
滋賀	63	55	11月14日(水)	14時00分～16時30分	ピアザ淡海
京都	127	128	11月10日(土)	13時30分～16時15分	TKP京都四条烏丸カンファレンスセンター3F
大阪	352	443	11月30日(金)	14時00分～16時30分	コングレコンベンションセンター
兵庫	281	293	11月22日(木)	14時00分～17時00分	神戸市産業振興センター
奈良	83	79	11月16日(金)	14時00分～16時35分	ホテル リガーレ春日野
和歌山	113	120	11月29日(木)	13時30分～16時30分	和歌山ビッグ愛
鳥取	93	138	11月19日(月)	13時30分～15時45分	とりぎん文化会館
島根	158	160	11月28日(水)	13時00分～16時00分	島根県芸術文化センターグラントワ
岡山	94	81	11月9日(金)	14時00分～16時30分	岡山国際交流センター
広島	101	124	11月30日(金)	18時00分～20時00分	広島YMCA国際文化センター
山口	112	166	11月27日(火)	13時30分～16時00分	山口市市民会館
徳島	65	65	11月17日(土)	13時00分～15時50分	とくぎんモニプラザ
香川	64	63	11月20日(火)	14時00分～16時30分	サンポートホール高松
愛媛	164	92	11月13日(火)	18時00分～19時30分	愛媛大学
高知	50	67	12月1日(土)	13時30分～16時15分	高知城ホール
福岡	209	64	12月6日(木)	15時00分～17時30分	TKP小倉シティセンター
佐賀	64	54	11月7日(水)	18時00分～20時00分	佐賀市交流センター
長崎	68	83	11月23日(金)	13時30分～16時00分	長崎県建設総合会館
熊本	43	42	12月2日(日)	13時30分～16時30分	水前寺共済会館グレースシア
大分	184	188	11月2日(金)	13時30分～15時45分	全労済ソレイユ
宮崎	93	88	11月20日(火)	14時00分～16時30分	宮日会館
鹿児島	63	82	12月1日(土)	13時30分～16時00分	かごしま県民交流センター
沖縄	76	102	12月4日(火)	15時00分～17時00分	沖縄産業支援センター
	5646	5864			

特集2 広がる過労死防止啓発授業

過労死防止法及び大綱に基づく「教育を通じた啓発」の一環として、「過労死等防止対策等労働条件に関する啓発事業」（学校への講師派遣支援事業）が平成28年度から始まり、当センターは可能な限りの協力をおこなっています。

初年度は、約6か月間に、59校で87コマ（内訳は中学22、高校38、専門学校3、大学24）の講義を行い、約6450人の生徒たちが授業に参加しました。

2年目となる平成29年度は120コマで、合計10,866人の生徒たちが受講しました。

3年目となる平成30年度は、目標の150コマを大きく上回る189コマ（内訳は中学9、高校84、専門学校20、短大4、大学72）で、参加者数は約15,600人が受講する予定です（1月11日現在）。また、今年度は実施地域が大きく広がったことも特徴です。

今号では、啓発授業の講師を担当した弁護士6人、遺族6人の方からの報告を紹介します。

【①栃木】 過労死防止啓発授業の取り組み

弁護士 小倉 崇徳（栃木）

栃木県においては、栃木県弁護士会の人権公害委員会内の労働社会保障部会と連携しながら（過労死弁護士とはほぼ同一のメンバーが所属しており、労働問題や社会保険問題、生活困窮の問題などに取り組んでいます）、過労死防止啓発授業を行っています。

栃木県弁護士会は小さな会なので、さまざまな団体のメンバーが共通しており、複数の団体で連携して行っているのが特徴といえると思います。たとえば、過労死防止シンポジウムでは弁護士会が後援をしており、社労士会とも連携しながら、広報をするなどして、開催をしています。さまざまな作業を弁護士会の事務局に委託できるのは非常に助かっています。

過労死防止啓発授業は、県内の学校の内、宇都宮大学、作新大学、白鷗大学、足利大学、大原学園等において開催することができました。これらの大学のうち、宇都宮大学や足利大学は、栃木県弁護士会の弁護士が元々授業を行って

いたところ、その枠を譲ってもら形で開催できました。また、作新大学や白鷗大学は消費者教育の講義を栃木消費者ネットワーク（栃木県受託事業）で弁護士が講義を行っていた関係で、現場の教員たちと連携を取っていたので、授業を行うことができました。

私も過労死防止啓発授業を複数回行ったのですが、遺族の方の話を先にするケースと私の話を先にするケースの2パターンで行っています。前者の方が、学生が真剣に耳を傾けてくれた印象です。限られた時間の中、伝えることがあれもこれもありすぎて絞るのが難しいのですが、回を重ねることにポイントを絞れるようになってきたと思います。

今後の課題としては、弁護士が関与していない大学への働きかけ、高校・高等専門学校等の大学以外の教育機関への働きかけと、講義を行う講師の確保が課題となっています。

【②東京】 労働問題・労働条件に関する啓

発授業に参加して

東京過労死を考える家族会

渡辺 しのぶ

東京家族会では、このところ、お子さんが被災されたご遺族の入会が増えています。入社してまだ数年しかたっていないにもかかわらず、長時間労働やひどいパワハラを受け、あげくに自らを責め、追い詰められて生きることに対して希望が持てなくなつてゆきます。ご家族としては、明るく希望に燃えて就職した子供がたった数年で別人のようになり、その命さえ奪われてしまうことに納得がいかず、深い悲しみ、苦しみを一生背負っていきます。かつてのように時間をかけて新人を育て、一人前にしていく取り組みは失われ、即戦力として働かされて、心身をこわせば使い捨てにされます。それは限られた特別な職場だけのことではなく、日本中の様々な職種、企業で過労死はおきています。

そんな社会に出ていく若い人に、過労死の実態を伝え、自分の命を守るた

めの知識を是非身につけて欲しいと思い、啓発授業に臨んでいます。私がかかわった授業では、学生達は熱心に話を聞いてくれました。そして、「実際に体験した人から話が聞けてわかりやすかった」「過労死は自分とはあまり関係のないものだと思っていたが、実際は身近なものだと思った」「自分の身は自分で守れるようにしたい」という感想を聞くことができました。

授業後に様々な質問が出ますが、その中の一つは、「自分の学校でも先生がうつになり、退職していった、自分には何が出来たのか？」というものがありました。精神疾患で休職・退職する教師の数は毎年増加していますが、現場の教師のメンタルが悪化すると授業の面だけでなく、学生の心理にも影響を与えていることがわかります。

また、「自分の父親が、今、授業で聞いた内容と同じような働き方をしていて、過労死しないか心配だ」と不安を述べた学生もいました。長時間労働をこなしていかなければならない父親とそれをらはらしながら見守る家族の姿があり、過労死予備軍がまだまだ多いことを実感しました。

そして、「自分が働いているアルバイト先の勤務時間や労働実態に疑問を持った」という感想も多く、この授業

がきっかけで勤務条件に関心を持つことができたようです。「子供の時に父親が亡くなり、それを境に、家族の心がバラバラになった」と苦しみを語ってくれた学生もいました。過重労働による父親の死が、幸せだった家族に地獄の苦しみを与え、子どもの成長にも影を落としたことがわかります。これは、今の過労死遺児たちにも共通の苦しみです。

「多くの人が家族のために働いていると思うが、その家族を悲しませてしまうことがないように選択しなければならぬ」と述べてくれた学生もいました。

教え子が過労死し、自分が学生を社会に出す前に過労死に対する知識を教えることが出来なかった、という自責の念からこの授業を申し込んで下さった先生もいました。

この授業を受けることで、過労死に対する意識が高まり、実際に社会に出て不当な体験をしたときに、自分を守る力を身につけ、命を失うことがないようにと心から願っています。

【③神奈川】古くて新しい事案を講義して 30年前の夫の過労死から

神奈川過労死等を考える家族の会 中野 淑子

神奈川では、過労死弁護士団と依頼校の教師と家族の会の3者で連絡を密に取り合い指導案を考えて授業に当たっています。主に横浜を中心とした近隣の中・高・大学で、私は高校生・大学生に、これまで数回授業をしてきました。

新鮮で、はちきれそうな彼らを見てみると、このような未来ある若者を過労死なんぞで死なせてなるものかとの想いがふつふつと湧いてきます。そして、自己紹介の時に次のような前置きをして話し始めます。

「皆さんは、30年前の夫の過労死事件など、古すぎる出来事と思うかもしれませんが、今の日本の社会では、更に新しく、ますます悪化している



状況が蔓延しています。だから他人事と思わず、自分や家族・身近な人と重ね合わせて聞いて頂きたい」と。

過労死の状況がますます悪化しているという事は、政治の無策ではなくて一部営利のために歪んだ政治をしていることに気付いて欲しいのです。40〜50代の働き盛りの年代の過労死から現在、未来ある若者の過労自殺が増え、脳心疾患から精神疾患が激増しているという、日本の未来が危ぶまれる状況にあります。この災害は人災であるから、みんなの英知で声を挙げれば防げるはず。戦争や過労死などで、地球より重いかけがえのない「いのち」を軽々しく奪われてはならない。働くという事は、企業戦士として死ぬのではなく、自分自身を輝かせ、人生を豊かに享受するための事です。だから、働き方に疑問を持ったら友達や弁護士に相談するもよし、どんな形であれ声を挙げようと呼びかけています。

「過労死防止法」が制定されたのも、20年以上にわたって家族の会が粘り強

く声を挙げ続けてきた成果なのです。にもかかわらず、現在「働き方改革」と称して、防止法に逆行するような悪法が次々に強行成立し、4月から施行されるとのこと。「学校における働き方改革」においても、教員の長時間勤務を軽減しようと様々な対策が講じられようとしているが、根本的には教育予算を増やすことです。いずれにせよ、私たちは過労死防止、人間の「いのち」を何よりも大切にすることを根本の命題として、それを阻むものには今後とも声を挙げ続けたい。皆さんも自分の命や個人の尊厳が脅かされるようなことに対しては、勇気をもって仲間と共に声を挙げ続けて欲しい、と話を結んでいます。教員志望の学生には、良い指導をしたかったら、自らの「いのち」を大切にすること、その為には教員の定数を増やすことである、と力説しています。

【④神奈川】過労死防止等啓発授業のご報告

神奈川過労死等を考える家族の会代表 工藤 祥子

神奈川では、今年度中学校から大学まで10講座以上の授業を行いました。啓発授業の準備として、初めは月1回、現在には必要に応じて2〜3か月に1回、家族の会、弁護士、大学の先生などが集まり、教材作りや授業の組み立てについて話し合い、50分、90分授業など色々なパターンのアレンジも考え、「誰にでも出来る授業」を作っていました。

がけて来たのは、教師の仕事はブラックだ、やはり怖いという不安な感想で終わらせないという事でした。

確かに教師の仕事の実態については嘘のないようにお知らせしなければなりません。でももしそう言ったときはどうすればいいか、何を知っていればいいか、どう行動すればいいかなどについて話の中から考えられるように心がけました。

また、現在私が行っている教師の働き方改革の運動についてもお話しして、現職の先生の頑張りや、働き方を改善するための署名がたくさん集まっていること、動くことで確実に良い方向に向かっていることなど、小さな声を上げることが大きな力となったお話をしています。

授業の依頼が入るとまず家族会の私と、弁護団の永田先生でそれぞれ出来る人を選び、その中からこの授業は誰と誰の組み合わせが最適かなどを考え、同じ人に偏らず、また出来るだけ一貫した授業が適切に行われる工夫をして参りました。

リピートを頂くことも多くなり、だんだん神奈川らしい形が出来てきたという実感もございます。

頂いた感想には、前向きなものが多くみられ嬉しく思いました。また、私たち過労死遺族が活動して話をしているという事が多くの学生さんの励みになるという事は、今年度の感想の中で私も励まされました。

私が担当させていただく中で今年度特徴的だったのは、教育学部の学生さんへの授業の多さでした。

教師になる前に、きちんと知っておきたいワークルールや教師の仕事についてお話しして参りましたが、特に心

現在、授業の中心は、高校、大学で

す。特に公立の中学校、高校で授業を行うことは、4月スタートでは大変難しいと思います。

来年度の授業計画を立てる前の12月〜1月でのアプローチや先生方の負担にならないような、卒業前、夏休み前など3年生の進路に絡めて、普通の授業とかぶらない提案などまだまだ考える余地は多いかと思っています。

また来年度も、みんなでシェアしながら啓発授業を広めていきたいと思っています。

【⑤神奈川】 啓発授業の感想

弁護士 笠置 裕亮（神奈川）

2018年、私は桐蔭学園（高校）、明治大学情報コミュニケーション研究科にて啓発授業を行いましたので、ご報告いたします。

1 桐蔭学園では、2018年9月23日に実施しました。当日は、学園祭が開催されており、啓発授業はその中の講演企画の一つとして実施されました。家族会からは、佐戸恵美子さんにお越しいただきました。

まず、佐戸さんから、NHK記者であった娘さんがなぜ過労死の被害にあったのかについて、具体的な事実を通じてお話しいただきました。

その後、私から、スライドを用いながら、過労死の被害がなぜなくなるのかなのか、私たちにできることは何かといった、事前に学校側から要望のあったテーマについて講演しました。

講演を聞いていた生徒（約30名）は、事前に学習をかなりしていた様子であり、「過労死はひどいと盛んに報道されているのに、高プロはどうして可決

されてしまったんでしょう？」といった、いまの働き方改革をめぐる情勢に関する質問や、「自分の父は・・・な働き方をしているが、家族としてどのように気を付けていけばよいか」といった、親を気遣う子どもならではの質問も寄せられました。

2 10月19日には、明治大学情報コミュニケーション研究科の細野教授に同じく佐戸さんとともに呼ばれし、三、四年生向けに話をしました。当日の参加者は、約40名でした。前回と同様、まずは佐戸さんから自身の経験をお話しいただいたうえで、私の講演へと移りました。

テーマは、三、四年生向けということもあり、ブラック企業の見分け方、トラブルにあった場合の対応方法という実践的なものでした。ブラックバイト、求人票や求人広告の見方、採用面接の際の注意点、入社後の注意点、相談先など、過労死問題にとどまらず、労働問題に対し具体的にどのような対応をするべきかという点についても、かなり詳しくお話をさせていただきました。キャリアセンターの職員の方にもご参加いただき、講演をお聞きいただきました。

学生からは、バイトをしている中でトラブルや、内定先への不安点、過

労死問題の根本原因など、具体的な突っ込んだ質問が数多く寄せられました。

3 学校ごとに、啓発授業に求めるテーマは異なっているため、スライドは各学校ごとに改変せざるを得ないことが私の経験上も多いです。

しかし、神奈川では、弁護士として統一教材（発表用のスライド及び生徒に取り組んでもらうワークシート）を作り、それを共有することで、各弁護士の負担軽減を図っています。

担当可能な弁護士を増やすため、新人弁護士向けに授業の見学を行うことも行っています。

そのような取り組みをする中で、毎年啓発授業を依頼してくださる学校も現れるようになってきています。

今後は、これまでの蓄積を踏まえ、どのような形態であればより一層充実した取り組みが可能かを分析し、より一層啓発授業を広げていくための課題を、全国の皆様とともに検討していければと考えております。

【⑥神奈川】 神奈川の過労死啓発授業プロジェクトチームの取組み

弁護士 川岸 卓哉（神奈川）

神奈川では、家族会、弁護士、大学の研究者で共同で、啓発授業プロジェクトチームを作り、教材研究、実践、フィードバックを行っており、ご紹介します。

これは、神奈川過労死を考える家族会の会員は、元教員の方が多かったことに加えて、社会教育が専門である東海大学講師の池谷美衣子先生の講義で啓発授業にお招き頂き反省会を行ったことをきっかけに、啓発授業をより教育効果の高いものに研究するプロジェクトチームが発足し、2017年以降定期的に会議を重ねています。

啓発授業の目的は、まず第一に、「過労死」の実態について、遺族ら家族会が生の体験として伝え、弁護士も事例を通じて伝え、社会経験の乏しい学生に警鐘を鳴らすことにあると思います。しかし、被害実態を伝えるだけで

さらに、プロジェクトチームでは、主権者教育の観点から具体的行動提起も授業に加えられないか検討を進めました。すなわち、学生に、過労死等の労働問題を将来の問題として捉えるだけでなく、今から一人の市民として、社会に参加し行動、変えることができるというメッセージを伝える試みをしました。具体的には、選挙プロセスによる意思表示だけでなく、デモ等の社会運動を通じた社会参画の方法についても、海外や国内の若者の動きや、S

過労死問題に限らず社会問題の解決には、市民の健全な権利意識を育てる主権者教育が不可欠です。若い人たちに直接伝えることができる貴重な機会である啓発授業をより意義のあるものとするため、研究を進めていきたいと考えています。

には、市民の健全な権利意識を育てる
主権者教育が不可欠です。若い人たち

[illegible]

過労死防止授業の中でも特殊性のある授業を昨年度、今年度と連続して担当させていただいています。特殊性は、就職が内定しており、卒業後すぐに正社員として就労することが決まっている高校3年生を対象とした授業であるという点です。就職生対象の力リキュラムの中の1コマとして実施しています。労働法の知識を伝えることを通じて、過労死を生じさせない働き方を知ってもらうことが狙いです。

労働者は残業代の支払を受ける権利があることを、設問を通じて知って欲しいと願っています。

実践的な労働法の知識を伝える中で、過労死防止に触れている点は、過労死防止授業としては異色かもしれませう。ですが、この授業を通じて少しでも労働法の基本的な知識を得てもらうことが、将来、生徒さんたちの心身の健康を守ることにつながると確信しています。また、就職内定生にこのような貴重な授業の機会を作ってくださいたいと思います。

【⑧京都】 啓発授業の講師を経験して

弁護士 古川 拓（京都）

私は、主に京都府及び兵庫県等の私立・公立中学・高校・大学・専門学校を対象に啓発授業を実施してきました。その経験と反省点などをご紹介したいと思います。

まず、受け入れ学校等のご縁ですが、これは事業者を通じた申込みだけではなく、個人的なつながりからも受け入れてもらえることが少なくありません。

私立学校は、ご担当の教職員の方がその気になっていただければ実現してきた一方、京都府・市の公立学校の場合、府・市の教育委員会及び学校長会の承認を得るまでは実施が困難でした。今年度やっと承認が得られたことから、公立高校（最初は洛水高校）での実施が実現しました。今後はこの実績をベースに、公立学校での授業実施数も伸ばしていきたいと思います。

基本的に家族の会の方とご一緒することがほとんどでしたが、一部大学などで、DVDを活用しました。もっとも、生徒さん・学生さん達にはそれでもご家族の話が印象に残ったという感想が多く、ご家族が事実に基づいた体験を直接伝えることの大切さをあらた

めて実感しました。

授業時間は1時限50分から長くて90分程度ですが、ご家族と一緒にいる場合は半分以下の持ち時間となります。私は基本的にパワーポイントを用意しています。

ですが、かなり要領よく進めないと、あつという間に時間を超過してしまいます。

内容については事前に要望がある場合にはアレンジしますが、私が必ず盛り込んでいるポイントは、①過労死等の発病機序、②どれくらい働くと過労死ラインに達するかについて具体的な例を交えて説明すること、③過労死に限らない労災保険制度のこと、④認定基準を広げるたかいいことです。特に④は、生徒さん達に権利意識を持つてもらうために、少しでも話をするようになっています。また、中学生相手の講義でも、難しすぎないように言葉を選んで説明することを心がけています。

本日はワークショップ形式など、もっと生徒さん達ご自身で考える時間を作りたいところですが、授業時間の関係上、なかなか持てないでいます。

もし、次年度も同じ生徒さんで続けて受け入れをいただける場合には、2つ目のステップとして取り入れても良いのではないかと思います。

アンケートを見る限り生徒さん達の感想はおおむね良好で、自分のことや家族の問題としてとらえていただけて

【⑨大阪】 啓発授業の講師を経験して

大阪過労死家族の会 栄 志津依

私は平成25年に1月に当時62歳であつた父を過労死で亡くしました。父

は平成23年に大手コンビニエンスストアの従業員として雇用され、2店舗の掛け持ち勤務を命じられ、亡くなる直前6ヶ月間での時間外労働は218時間から254時間にも達していました。

過労死の家族の会の例会で啓発授業に講師として過労死防止活動が出来ること知った時、私は父を亡くした子どもの立場で過労死はどんなに悲しいことか、伝えることが出来ればと思ひ講師の登録をさせて頂きました。

私は父と同店舗で働いていて、父から最後に聞いた言葉は『また明日。』でした。今もなぜ一緒に働いていたのに父を助けることが出来なかったのか、もっと強く仕事を辞めるように言

いるようです。ご自身のご家族の働き方が心配になって授業後にご相談にいられたこともありました。

授業内容がマンネリ化しないように、今後はいくつかのバリエーションを用意しつつ実施数を伸ばしていきたいと思っています。

えなかったのかと悔しい気持ちは消えません。

明日は当たり前のように来ると思っていたので、突然家族がいなくなることでどんなに悲しいことか、そして今周りにいる家族を大切にしたいという気持ちから過労死は決してテレビの中での出来事ではなく、誰もが被害者になるかもしれない事ということを伝えたいと思いました。

昨年、私は3校の啓発授業に参加しました。体験談を話しているときは、どの学校の生徒さんも静かに、真剣に聞いてくれましたが、まだ10代の子どもたちにはあまりにも現実味が無い話だろうし、伝えたいことがきちんと伝わって不安でした。

しかし、学校からのアンケート結果を見ると、

『過労死の実体験が聞けて良かった。』
『過労死で死ぬことがどれだけだめか
知らせてくれた。』

『自分が社会に出た時考えよう。』

『過労死で亡くなる世の中が無くなれば
いいと思った。』

と書かれていて、自分の伝えたかった
ことが伝わっていても嬉しく思っ
ました。

啓発授業では、体験談を読んでいる
ときはつらくなる時もありましたし、
多くの人前で話すことはとても勇気が
いることでしたが、多くの子どもたち
が『過労死』は身近なものということ
を知り、考えるきっかけになったと思
うと授業に参加できて本当に良かった
と思います。

これからも機会があれば啓発授業に
参加し、遺族のとして働いて命を亡く
す事があつてはいけない、ということ
を伝えていきたいと思っています。

【⑩大阪】啓発授業の講師を務めて（天理 大学・大阪府立勝山高校）

大阪過労死を考える家族の会 田村 和男

昨年11月、過労死啓発授業の講師を
2回務めました。その報告と感想で
す。いずれも弁護士の方との2人で、
過労死の実状、過労死防止のための方
策や制度、過労防止の大切さを訴えま
した。私は遺族として事案の具体的
内容や遺族の思いなどを話しました。

11月22日は奈良県の天理大学体育学
部で、毎年行つてこられた人権授業の
一環です。夕方約1時間半にわたつ
て、山中有里先生（大阪弁護士会）と
私が講師で、学部生を主に、大学院生、
教員も含め約70名ぐらいの方々参加
されました。とても熱心に聞いて下さ
いました。学生の中には就職活動中や
内定中の方も多いようでしたが、就職
説明会では決して知ることのできない
情報を得られたように思います。



と実感しました。過労死する前に予
防が大切なことは言うまでもないこ
とで、啓発授業の根拠となっている
過労死予防法の大きな役割を改めて
知った次第です。「生きるために働く
のであつて、働くために生きるのでは
ない」、このことを訴える機会を得ら
れたことに感謝します。

11月29日は大阪府立勝山高校でし
た。講師は勝俣彰仁先生（大阪弁護士
会）と私で、総合授業として50分間、
3年生全員約130人と教員10名ぐ
らいが受講されました。3年生の2
／3ぐらいが4月から就職される予
定で、社会に出る前の心構え、予備知
識を得る機会として関心が高いように
思いました。昼食後の時間帯でしたが、
生徒は居眠りすることなく熱心に耳を
傾けて下さいました。また、私の事案
が教員の過労自死であることから、私
が話すにつれ、教員の方が身につま
さるような表情になっていったことが
印象的でした。

労働者として自らを守るために必要
な労働基準法、ブラック職場での対処、
相談先などについては、弁護士先生が
準備されていた説明などは時間の都合
で一部割愛されたのは残念でした。で
も、将来職場で困った時に例えば過労
死110番を思い出すことでしよう。

就職し社会に出る前に労働法制、過
労死の実態などを知り、働くことの
意味を考える機会はとても意義深い

【11兵庫・大阪】啓発授業の講師を経験して・・・

弁護士 坂本 知可（兵庫）

昨年は、四校に過労死等防止啓発授業の講師に行ってもらいましたので、そのうちの2校での授業についてご報告いたします。

3月には、神戸看護専門学校で卒業間近の学生の方々に向けてお話しさせていただく機会を頂きました。兵庫過労死を考える家族の会のメンバーからご自身の体験についてお話しいただいた後、私の方から過労死の実態やワークルールについてお話をさせていただきました。

「医療業」は、統計上、労災の精神障害の請求件数、支給件数共に2番目に多いのですが、このような統計結果から、量的な負担ももちろん大きいことに加え、人の生死という重大な局面に関わることもあるなどといった点で、質的な負担の大きい業種なのだろうというお話をさせていただきまし

た。そして、25歳の看護師の村上優子さんの過労死事件について紹介しました。裁判例に基づいて医療従事者の業務実態について具体的にお話ししたこ

とで、若い世代であっても過重な業務に従事すれば過労死は生じうることにリアリティを持っていただけたのではないかと思います。学生の方々は皆卒業すればすぐに勤務を開始される方ばかりであったこともあり、「我が事」として非常に真剣に聞いてくださいました。

10月には、大阪の四條畷高等学校に講師に行かせていただきました。このときは、学校側より出来るだけ少人数での授業をとのニーズがあったため、弁護士5名、家族の会メンバー5名で、約80名ずつの生徒に向けて手分けして授業を実施しました。最後の質疑応答の時間では、ある生徒から、「うちの

お父さんが仕事の帰りがとても遅いので、心配です。何かできることはありますか。」という質問が出ました。私の方からは「まずは今日聞いてくれた授業で知ったことを話してみてもどうか。」と答えました。まだ、社会に出るまでには時間のある高校生であっても、自分自身の家族の働き方に関

心があるため、真剣に聞いてくださっていることがよくわかりました。

私がこれまで啓発授業に携わってきた中で、これからの課題としては大きく二つあると考えています。まずは、もう少し双方向での授業を行いたいということです。時間的な制約もあり、なかなか学生に対して問いかけてやり取りをする時間が取れませんが、そうではあっても、学生の考えを聞きながら授業を進めることは大切だと感じています。

もう一つの課題は、啓発授業自体の啓発をもつと行っていくというところです。労働問題についての授業のニーズは確実にあるため、学校側に啓発授業の制度に関してもっと知ってもらう可能性はあると思います。過労死等防止対策推進兵庫センターのメンバーともアイデアを出し合って地道な啓発を進めていきたいと思っています。

【12四国】授業の講師を経験しての感想

久保 直純

私が啓発授業の講師となるきっかけは、一人息子の過労自死より6年、裁判も終わり1年が経過しようとしていた頃、担当して頂いた松丸弁護士からの依頼でした。

地元松山、そして息子の母校である愛媛大学での故森岡先生、講師の啓発授業でした。

15分という時間を頂き、何の準備せず、思うがままの気持ちを話しました。

息子の旅立った原因となる長時間労働、旅立ちの後の職場の心無い対応、そして 公務災害申請、裁判の状況、子供を亡くした親の思いと、これからの若い学生へのメッセージ。あつという間の時間でした。

その3か月後、地元松山大学にて故森岡先生と盟友である愛媛大学長井先生、講師の啓発授業。きっかけは、松山大学小田巻先生が学生時代の啓発授業を受けられ自分の講義にも取り入れたとのことでした。こののち、両大学においては年間2回の啓発授業

が組み込まれました。更に昨年は、長井先生の学会の繋がりから、高知大学において啓発授業を行うことができました。

以上のように私は、大学における啓発授業を行っております。

社会に出る前の学生に息子の話をするとともに、就職先の選び方、情報収集についても自分の社会人経験をもとに話をしています。講義後は、学生のアンケートを拝読させて頂き、話の内容に対する、理解・共感を確認、講義は録音し、話し方、速度等についてもチェックを行います。学生にわかりやすく、理解されるように話すことが大事であると思っています。他人事ではなく、自分のもの、身近なものとしてとらえられるようにと。

啓発授業の課題としては、

1. 開催校がまだまだ少ない原因としては、内容が十分に理解伝達されていない為に現場においては取り組むべきか？という判断ができていないのでは？学会・教員の会議等における実際の遺族の話を聴ける機会が必要では？単なる、文科省からの通達では、現場は動かない。

高知大学の開催について聞いたところ、信頼できる長井先生からの紹介であったからとの言を頂いたため感じま

した。

2. 講師陣について

遺族および 組み合わせ（学識者・弁護士・社労士）が限られている。

遺族の立場としての話は、当事者にとっては、かなりの重圧であり話すことにより、落ち着いていた心の波が、大きくなり、発言後精神的にも不安定になります。それゆえ、講師の養成が難しいと感じます。

しかしながら、遺族の責務として啓発授業で話続けねばならないと思います。

<編集後記>

今号も、執筆者の皆様には年末年始の多忙な時期に、たくさんのお手紙をお寄せいただき、ありがとうございました。お陰さまで、大変充実したニュースとなったことと存じます。

今号では、従前の協議会委員のうち森岡孝二先生が亡くなられ、また当事者委員（過労死遺族）の3人が退任されたことにより、新たに4人が協議会委員に就任されたことから、これら7人の皆様に就任と退任のご挨拶をいただきました。

当センターの共同代表の一人であり、協議会委員でもあった森岡孝二先生が、昨年8月1日急逝されたことは、本当に残念でなりません。ご逝去と2月23日の追悼のつどいのお知らせを掲載するとともに、同じく共同代表の一人であった寺西笑子さんの追悼文を掲載しました。

また、各地のシンポジウムなどで過労死落語を精力的に演じてこられた落語家の桂福車さんが昨年2月に亡くなられましたが、今般出版された過労死落語についての本をご紹介するとともに、福車さんを引き継いで今後過労死落語を演じていただける桂三風、笑福亭松枝さんに寄稿をお願いしました。

それ以外にも、各地の啓発シンポや啓発授業について、多くのご報告をいただきました。

過労死防止法の施行から丸4年が経過し、様々な取り組みが発展してきた一方で、教師や医師の働き方やハラスメントがクローズアップされたり、「働き方法」が成立しこの4月から施行されるなど、過労死をめぐる状況は新たな段階に入ったと感じます。

森岡先生の遺志も受け継ぎながら、共に頑張っていきましょう。（岩城 穰）